

令和6年度  
第3次うらやす男女共同参画プラン  
事業実績及び評価報告書

令和7年7月

多様性社会推進課

## 目 次

I. 事業実績及び評価の概要	2
II. 基本事業進捗一覧表	
施策の方向性 1	5
施策の方向性 2	10
施策の方向性 3	12
施策の方向性 4	13
施策の方向性 5	19
施策の方向性 6	25
施策の方向性 7	31
施策の方向性 8	35
III. 成果指標	37

## 1. 事業実績及び評価の概要

「第3次うらやす男女共同参画プラン」(以下「第3次プラン」)は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及びDV防止法に基づく市町村基本計画を包含しています。

第3次プランでは、将来像や3つの視点、3つの基本目標を踏まえ、8つの施策の方向性を掲げるとともに、これを実現するための具体的な取り組みを位置付けており、この取り組みの令和6年度の実績を取りまとめるとともに、「改訂第3次うらやす男女共同参画プラン」の策定に向け、令和4年度から6年度の評価及び今後の推進方針を取りまとめたものです。

## 2. 事業実績及び評価方法について

事業担当課による自己評価を実施しました。全156事業を実績や達成度に応じ、以下の分類により評価しています。

なお、第3次プランでは115の取り組みを位置付けておりますが、1つの取り組みに対し、複数の事業があることから事業全体では156事業となります。

記号	基準
A	事業内容に対し、十分な効果があった 十分達成していると評価できる
B	事業内容に対し、一定の効果があつた ある程度達成していると評価できる
C	事業内容に対し、あまり効果がなかつた 達成が不十分であり、改善を要する
D	事業内容に対し、効果がなかつた 達成には遠く、事業全般の見直しが必要
E	事業を予定通り実施できなかったなど
	令和4～6年度については当初から実施を予定していなかつたもの

### 3. 評価結果について

令和4年度から6年度では、全体として、A（十分達成）が93事業、B（ある程度達成）が61事業となります。

このことから、第3次プランに掲げた事業は概ね計画通り進捗したと考えます。

施策の方向性	A	B	C	D	E		計
1 雇用等における男女共同参画の推進	20	10	0	0	0	0	30
2 あらゆる分野における女性参画の拡大	6	6	0	0	0	0	12
3 防災における男女共同参画の推進	0	5	0	0	0	0	5
4 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	16	11	1	0	0	0	28
5 生涯を通じた健康づくりの支援	11	6	0	0	0	0	17
6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	27	7	0	0	0	0	34
7 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解促進	12	9	0	0	0	0	21
8 推進体制の強化	1	7	0	0	0	1	9
全 体	93	61	1	0	0	1	156

#### 4. 今後の取り組みの方向性について

これまでの実績や評価等を踏まえ、今後の取り組みの方向性を示しています。継続が153事業、見直しが2事業、終了が1事業となっております。

施策の方向性	拡充	継続	見直し	終了	計
1 雇用等における男女共同参画の推進	0	30	0	0	30
2 あらゆる分野における女性参画の拡大	0	12	0	0	12
3 防災における男女共同参画の推進	0	5	0	0	5
4 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	0	27	1	0	28
5 生涯を通じた健康づくりの支援	0	16	1	0	17
6 あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	0	34	0	0	34
7 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解促進	0	21	0	0	21
8 推進体制の強化	0	8	0	1	9
全 体	0	153	2	1	156

#### 5. 成果指標について

基本目標の実現に向け、施策の方向性ごとに成果指標を設定しています。今回は、令和6年度末（令和7年3月31日）現在の実績値を示しています。

## Ⅱ 基本事業進捗一覧表

### 施策の方向性1

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
1	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	① 育児休業等取得しやすい環境の整備	市役所職員に対し、育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	職員向けの「子育て応援パンフレット」を作成し、グループウェアのキャビネットで制度の周知をはかるとともに、窓口での説明を徹底しました。また、育児休業制度等については新規採用職員研修にて説明を行いました。	A	育児休業取得者は増加してきたため、一定の効果が見込むことができたと考えます。	継続	引き続き育児休業等に関する資料を配布し、取得手続や経済的支援等について情報提供します。また、研修等において育児休業制度等を周知します。	人事課
2	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	② 男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率の公表	市役所職員に対し、配偶者の分べんのための特別休暇の周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介するほか、特別休暇取得率については「浦安市特定事業主行動計画」において、公表をしました。	休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介することで取得しやすい環境の醸成を図ったほか、休暇取得率については「浦安市特定事業主行動計画」において、公表をしました。	A	周知を徹底したことで、特別休暇の取得率が増加したため、十分な効果があったと考えます。	継続	妻の出産のための特別休暇について周知徹底を図り、休暇制度を利用した男性職員の経験談等を庁内報等で紹介します。また、特別休暇取得率を広く公表します。	人事課
3	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	③ 時間外等勤務の縮減	市役所の毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	ノー残業デーを週1日に実施し、全庁的に毎日20時15分にパソコンのログオフを行うことで、時間外勤務削減対策を実施しました。	A	時間外勤務時間数を減少させることができ、一定の効果があったと考えます。	継続	引き続き、毎日20時15分にパソコンのログオフ及び毎週水曜日のノー残業デーを周知徹底し、時間外等の勤務状況を把握し、当該所属長への指導の徹底を図ります。	人事課
4	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	④ 次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する普及・啓発	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	関係機関からのパンフレット等を窓口で配架するとともに、必要に応じて市HPへの掲載や、商工会議所等へ情報提供を行いました。	B	各方面へ情報提供を行ったことにより、市民・事業者へ周知・啓発することができたため、一定の効果があったものと考えます。	継続	引き続き、関係機関からのパンフレット等を窓口で配架するとともに、必要に応じて市HPへの掲載や、商工会議所等へ情報提供を行います。	商工観光課
5	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑤ 男性の育児・介護休業取得促進	男性が育児・介護休業を取得しやすい環境づくりに向け、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	関係機関からのパンフレット等を窓口で配架するとともに、必要に応じて市HPへの掲載や、商工会議所等へ情報提供を行いました。	B	各方面へ情報提供を行ったことにより、市民・事業者へ周知・啓発することができたため、一定の効果があったものと考えます。	継続	引き続き、関係機関からのパンフレット等を窓口で配架するとともに、必要に応じて市HPへの掲載や、商工会議所等へ情報提供を行います。	商工観光課
6	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑥ 働き方改革関連法に関する普及・啓発	労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しと多様で柔軟な働き方の実現に向け、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	関係機関からのパンフレット等を窓口で配架するとともに、必要に応じて市HPへの掲載や、商工会議所等へ情報提供を行いました。	B	各方面へ情報提供を行ったことにより、市民・事業者へ周知・啓発することができたため、一定の効果があったものと考えます。	継続	引き続き、関係機関からのパンフレット等を窓口で配架するとともに、必要に応じて市HPへの掲載や、商工会議所等へ情報提供を行います。	商工観光課
7	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑦ 多様な働き方を推進する企業に対する表彰の実施★	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に積極的に取り組む事業者を「優良企業表彰制度」で表彰します。	市内に所在する中小企業者であって、経営の合理化、近代化、作業環境、販売・生産技術、新商品の開発、労務等において他の模範となっている、または市のイメージアップに貢献している企業や商店2事業者を受賞と決定しました。	B	多くの来場者が訪れる浦安市民まつりにて表彰式を開催し、広く周知することができたため、一定の効果ありと判定しました。	継続	今後も他の模範となっている、または市のイメージアップに貢献している企業や商店等を受賞者と決定し、表彰式を開催します。	商工観光課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
8	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑧ アドバイザー派遣による支援	経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等を派遣して支援します。また本取り組みの更なる周知を図ります。	事業運営上の様々な課題に関して、各専門家に無料で相談できる「中小企業経営アドバイザー派遣制度」を運用し、令和6年度については、10事業者にアドバイザーを派遣しました。(派遣回数15回)	A	市内事業者に対して、事業運営に係る様々なアドバイスを行い、問題解決につなげることができたため、十分な効果があったものと考えます。	継続	引き続き、経営、労務、ワーク・ライフ・バランス等の相談について、社会保険労務士、中小企業診断士等の派遣により支援を行います。	商工観光課
9	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑨ 職業能力の開発等の講座開催	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座や、再就職に関する相談会を開催します。	再就職に向けた支援が求められる就職活動中の女性に支援を行うため、千葉県ジョブサポートセンターの協力を得て、令和6年11月1日「女性向け再就職支援セミナー」を開催しました(26名参加)。	A	アンケート結果により、参加者の満足度が高かったため、十分な効果ありと判定しました。	継続	職業能力を開発し、新しい働き方に対する選択肢を増やすため、再就職支援の講座を開催するとともに、再就職に関する相談会を開催します。また、開催にあたっては、ホームページ及び広報誌、チラシによる周知の強化を図ります。	商工観光課
10	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(1)ワーク・ライフ・バランス実現に向けた取り組みの推進	P29	⑩ キャリアアップや再就職等の相談の実施	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入等の相談や、再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	市内在住・在勤の方を対象として、雇用・労働に関する相談に対して専門相談員(社会保険労務士)による相談を年24回(月2回開催)実施しました。また、キャリアコンサルタント資格を有する方を就労支援アドバイザーとして雇用し、地域職業相談室に週3日配置し就労相談を行いました。	A	需要の高い取り組みであり、毎年多くの相談を実施していることから、十分な効果ありと判定しました。	継続	専門家による職場での不平等の解消や社会保険への加入などの就業・労働相談、また再就職に関する情報提供や相談等を実施します。	商工観光課
11	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	① 保育事業の充実	待機児童ゼロを継続すべく、施設の整備、産休明け保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、保育ママ事業の充実を図ります。	私立保育所等の健全な運営を促進するとともに、保育内容の充実を図るため、私立保育所等43園の運営に要する経費等の一部に対し補助金を交付しました。また病児・病後児保育事業、一時預かり事業の実施を行いました。	A	私立保育所等運営費等補助金には、保育士の処遇改善や延長保育、一時預かり事業、病後児保育事業等における経費の一部を補助しました。また、市内16施設で一時預かりを、4施設で病児・病後児保育を実施しました。	継続	今後も補助金の内容を国の動向を注視しながら見直しつつ継続して実施します。	保育幼稚園課
12	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	② 認定こども園等での子育て支援	認定こども園等での育児支援を行います。	全地域の子育て支援のために、子育てすこやか広場事業にて市立幼稚園・認定こども園を計画的に開放し、幼児の遊び場や、保護者の交流の場を提供しました。	A	地域の子育て支援を計画的に実施し、幼児、保護者間の交流や、在園児との交流を図ることができました。	継続	活用の推進を図りながら、取り組み内容を検討し、よりよい事業となるよう環境を整備していきます。	保育幼稚園課
13	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	③ 児童育成クラブ事業の充実	待機児童ゼロを継続すべく、施設の整備、小学校の余裕教室の活用等に引き続き取り組むとともに、社会情勢や国等の動向も踏まえた入会要件の見直し等、児童育成クラブの充実を図ります。	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供しました。また、「放課後うらっこクラブ」として、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」との一体的な運営を進め、放課後の居場所を提供しました。	A	舞浜小学校地区児童育成クラブ分室を整備したことや各小学校と協力したことにより、待機児童ゼロを実現することができました。	継続	引き続き、「放課後うらっこクラブ」として、今後も学校、保護者、地域の方々と協力をしながら、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」の効果的な運用を進めていきます。	青少年課
14	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	④ 地域での子育て支援	仕事と家庭の両立を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	ファミリーサポートセンター事業では、相互援助による地域の子育て世帯への支援として、延べ3,200件の利用がありました。申請のあった全件を受入れられており、利用枠の確保を含め、安心して支援が受けられる環境を提供しました。	A	育児の手助けをしてほしい「おねがい会員」と、手伝いをしたい「まかせて会員」の相互援助活動により、子育て世帯の多様なニーズに対応することができています。	継続	引き続き、おねがい会員が安心して支援を受けられるよう、まかせて会員の研修を実施するとともに、会員を増やすための周知を図っていきます。	子ども課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
15	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑤ 多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者が病気、出産、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難になったときなどに利用できる、子育て短期支援事業やエンゼルヘルパー派遣事業を実施します。	子育て短期支援事業を市内の施設で実施し、ショートステイ、休日養護事業、夜間養護事業において、延べ1,438人の利用がありました。なお、緊急利用については子ども家庭支援センターと連携して対応しました。	A	身近に子どもを預けることのできる親族等がいない市民が疾病や仕事の際にも安心して預ける場所を提供できています。また、子ども家庭支援センターとの連携により、児童虐待に至る前に保護者の育児疲れの解消方法としても機能しています。	継続	引き続き、多様なニーズに沿った子育て支援ができるよう、子ども家庭支援センターと連携を図りながら、適切な利用調整に努めます。	子ども課
15	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑤ 多様なニーズにあわせた子育て支援	保護者が病気、出産、育児疲れなどで一時的に子どもの養育が困難になったときなどに利用できる、子育て短期支援事業やエンゼルヘルパー派遣事業を実施します。	派遣件数135件 派遣延件数902件 派遣時間1,489時間	A	保護者の負担軽減や孤立感を払拭するほか、保護者と乳幼児の健康向上を図ることができました。	継続	虐待予防の観点から、養育困難な家庭等への支援も拡張していきます。	子ども家庭支援センター
16	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑥ 小学生の放課後居場所づくりの充実	小学校における放課後子ども教室事業や青少年関連施設での居場所づくりの充実を図ります。	「放課後うらっこクラブ」として、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」との一体的な運営を進め、放課後の居場所を提供し、多くの児童に利用いただきました。(利用人数、103,823人)  青少年館では自発的な学習やスポーツ、音楽等の体験活動を実施し、青少年の交流や仲間づくりの場を提供しました。(利用数 37,095人 (内訳)小学生 18,630人、中学生 11,526人、高校生 5,154人、23歳未満(学生・社会人) 654人 その他 1,131人)	A	「放課後うらっこクラブ」として、放課後に安全な環境のなかで、多様な活動が行える場を提供することができました。  青少年館について、青少年の仲間づくりや青少年同士の交流を行える場及び青少年が自発的に学習、趣味等の活動が行える場を提供することができました。	継続	引き続き、「放課後うらっこクラブ」として、今後も学校、保護者、地域の方々と協力をしながら、「児童育成クラブ」と「放課後子ども教室」の効果的な運用を進めていきます。  青少年館について、設置目的である「思いやりや創造性のある青少年の育成」を達成していくため、青少年館運営委員会や地域の団体と連携を図り、さまざまな事業を実施していきます。	青少年課
17	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑦ 介護者への支援★	介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行うほか仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談を実施します。	介護保険サービスでは算定が難しい院内介助や、日常生活の支援などを行いました。	B	介護者の介護負担を軽減することで、仕事や育児との両立を支援することができ、また、日常生活の支援サービスについては利用率を上昇させることができたため。	継続	介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行います。	介護保険課
17	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(2)子育て・介護への社会的支援	P30	⑦ 介護者への支援★	介護者の介護負担の軽減や要介護者の在宅生活の継続を支援するために、介護保険サービスを補完する支援を行うほか仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談を実施します。	家族介護者支援懇談会等開催回数 21回(中央:2回、浦安駅前:8回、新浦安:3回、富岡:2回、高洲:6回)	A	全地域包括支援センターで実施しました。 介護を実際に行っている家族介護者同士を集めて懇談会等を開催し、不安な悩みなどを話し合い、介護を卒業した方々からアドバイスを頂くことで、介護者同士の繋がりができました。	継続	仕事、育児や療育、社会参加等との両立が継続できるように、多機関多職種間のネットワークを活用した総合的な相談を実施します。	中央地域包括支援センター
18	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	① 仕事と生活の調和に向けた講座の開催	仕事と生活の調和に関する講座や家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	ルピナスセミナー(2) 「妊娠・出産・育児に疑似体験するボードゲーム『サンゴクエスト』で仕事と育児の両立をかなえよう！」 参加者:6名(うち託児利用者2名)	B	キャリアに関する講座や、育児に関するセミナーを実施しました。セミナーに参加された方から、「今の家庭生活を見つめ直す機会になった」、「育児休業制度を活用できることを知れてよかった」などのご意見がありました。	継続	今後も、平日に限らず土・日曜日の開催や、各公民館での開催、託児付きとするなど、様々な方が参加できるように、講座を開催していきます。	多様性社会推進課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
18	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	① 仕事と生活の調和に向けた講座の開催	仕事と生活の調和に関する講座や家庭での役割を担うために役立つ講座を開催します。	<中央公民館> 「わたしらしく頑張らずに育休復帰」 3回 21人	B	主催事業は参加者ニーズや全体バランス、講師との調整等を踏まえて計画しているところだが、取組みの達成に寄与する内容の事業を実施できたため、B評価と判定しました。	継続	従前と同様の考え方で主催事業を計画・実施していくなかで、取組みを推進していきます。	公民館
19	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	② 出産準備・乳幼児の育児に関する講座の開催	妊婦やパートナーが参加する、育児に関する講座を開催します。	ウェルカム!ベビークラス ・参加者 妊婦(実)269人、(延)394人、 パートナー(実)232人、(延)302人 ※対象 初産婦541人、参加率49.7%	A	妊娠6か月から9か月までの初妊婦及びパートナーを対象に新生児の特徴、産後の生活について講義を行い、妊婦同士の交流の場づくりに加え、産後の生活を夫婦で考えるきっかけづくりを促しました。	継続	これまで以上に夫婦で参加しやすく、必要性を感じられるイベント作りに取り組みます。夫婦で産後の生活や育児についてより考えていけるきっかけづくりになるようにワークや視覚媒体を取り入れながら内容を充実させていきます。	母子保健課
20	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	③ 子育てに関する情報提供	妊娠・出産期から子育て中の保護者に向けての情報を掲載した子育てポータルサイトを運営します。	ポータルサイトへの延べアクセス数は274,404件、閲覧総ページ数は555,125ページとなりました。	A	子育て支援に関する行政情報などを、発達段階に応じた分かりやすい内容に集約し、情報提供を行うことができています。	継続	引き続き、妊娠期からの子育て情報の更新を的確に進め、利便性の高さを維持していくとともに、窓口等でポータルサイトの存在を積極的に周知していきます。	こども課
21	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	④ 介護保険制度の周知	介護をしながら就労継続ができるようパンフレットを作成し、介護保険制度の周知をします。	介護保険制度やサービス内容、介護サービスの利用方法などを説明したパンフレットを作成し周知を図りました。窓口や介護保険被保険者証を送付の際に同封した他、日常生活圏域ごとに設置している地域包括支援センターにおいて、介護関係の相談時に活用していただきました。また大学等での出前講座の際にも配布し、被保険者以外にも周知を行いました。	B	65歳以上の被保険者に対しては、介護保険証送付時に同封しているため、現在の介護の必要性を問わず、周知ができています。 65歳以下の被保険者についても、ホームページや窓口、出前講座等を通じて周知しています。	継続	介護をしながらの就労継続に資するように適時、制度改正に対応しながら最新の情報を反映したパンフレット作成に努めます。また出前講座も引き続き実施してまいります。	介護保険課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	ルビナスセミナー(2) 「妊娠・出産・をリアルに疑似体験するボードゲーム『サンゴクエスト』で仕事と育児の両立をかなえよう！」 参加者：6名(うち託児利用者2名)	B	うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol.25にて「男性の育児休業」を特集するとともに、育児に関するセミナーを実施し、男性の育児参加を促進しました。	継続	引き続き、講座の開催等を通じて、男性の家事・子育て等への参加を促進します。	多様性社会推進課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	男性の子育て参加促進につなげる講座「赤ちゃんについて学ぼう」を月1回(5月を除く)、土曜日に開催したところ、41組の参加がありました。 また、子育てハンドブックでは、子どもに関する各種手続きや子育てに役立つ情報発信をしています。	A	子育て支援センターが行う「赤ちゃんについて学ぼう」講座は、回を重ねるごとに参加組数が増えており、男性の子育て参加促進につなぐことができています。	継続	男性が積極的に家事や子育てに参加できるよう、引き続き講座等を開催するほか、広報やHP等で周知・啓発を進めていきます。	こども課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	母子健康手帳交付数 ・新規交付 1,050件(妊娠届出数) ・追加交付数22件 ・他出生交付 18件	A	母子手帳交付時の全数面接を通じて、男性の育児参加や、育児休業に関する制度について説明できた他、初産婦に対しては夫婦で参加できる両親学級の案内を行いました。	継続	夫婦で母子手帳交付手続きの為に来庁される方が多くなってきていることから、今後も母子健康手帳交付時の全数面接をとおし、男性の育児参加や育児休業に関する制度の説明、両親学級の案内を行っていきます。	母子保健課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	養育に不安のある家庭への相談支援の中で、父にも子育てに対する役割があることなどの助言を行いました。	A	男性からの相談が増えてきており、男性が子育てに関わっていくことの重要性を伝えていくことで、相談者の認識をかえていくことに繋がりました。	継続	家庭の状況にあわせて、両親共に子育てに取り組むことができるよう、相談支援を行っていきます。	こども家庭支援センター
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	65歳以上の男性を対象に栄養教室を行い、基本的な調理に必要な知識や技術を講話や調理実習を通して提供しました。	A	今まで料理を作った経験があまり無い教室参加者が家事に参加したというフィードバックを得られたためです。	継続	従前と同様の考え方で主催事業を計画・実施し、取組みを推進していきます。	高齢者包括支援課
22	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1. 雇用等における男女共同参画の推進	(3)家庭での男女の平等な参画の推進	P31	⑤ 男性の家事・子育て等への参加の促進★	男性が積極的に家事や子育て、介護に参加できるよう講座等を開催するほか、育児・介護休業に関する制度の周知やモデルケース等の情報発信を行います。	<高洲公民館> 【多様性社会推進課共催事業】仕事も育児も！」1回、6人	B	主催事業は参加者ニーズや全体バランス、講師との調整等を踏まえて計画しているところだが、取組みの達成に寄与する内容の事業を実施できたため、B評価と判定しました。	継続	従前と同様の考え方で主催事業を計画・実施していくなかで、取組みを推進していきます。	公民館

## 施策の方向性2

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
23	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	① 性別のかたよりのない職場環境の整備	職員の意欲や能力を考慮しながら、男女のバランスの取れた職員配置を目指します。	職員採用パンフレットや庁内報を活用し、庁内で活躍する女性職員を紹介することで、女性が働きやすく、活躍できる職場であることを広報しました。	A	職員採用パンフレットを通じて女性が魅力を感じられるよう広報を行ったほか、庁内報でも活躍を紹介しました。令和6年度の行政事務職採用実績としては女性割合が40%となりました。	継続	行政事務職の女性の採用者数の割合を引き続き40%以上にするように周知を図ります。	人事課
24	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	② 女性が活躍できる職場環境の整備	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を紹介し、また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。	庁内で活躍している女性職員を庁内報での紹介したほか、外部機関が実施する女性活躍推進研修に職員1名を派遣しました。	A	派遣研修にて千葉県自治研修センターへ女性職員を派遣し、女性職員の意識向上に働きかけることができました。	継続	女性職員の意欲向上のため、ロールモデルとなる先輩女性職員の事例や経験談を庁内報等で紹介し、また、女性職員のキャリアアップ意識を高めるための外部研修を行います。	人事課
25	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	③ 各役職段階の職員の女性割合の把握・公表	係長級以上の女性職員の割合を公表します。	係長級以上の女性職員の割合を把握し、「浦安市特定事業主行動計画」において、係長級以上の女性職員の割合を公表しました。令和6年度における係長級以上の女性職員の割合は31.0%となりました。	A	能力・実力主義に基づいた適材適所の人事配置を行いました。	継続	係長級以上の女性職員の割合を把握・公表します。	人事課
26	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	④ 政策・方針決定過程への女性の参画に関する情報発信★	様々な会議や団体における女性参画を進める必要性や重要性について、情報発信を行います。	政策・方針決定過程への参加、女性参画に関する調査や報告書、書籍を収集し情報提供するほか、ホームページ等で情報発信しました。	B	令和5年度に発行した「うらやすP-Life 男女共同参画ニュースVol.26」では、「アンコンシャス・バイアス」を特集し、職場や地域における女性の参画の必要性について発信しました。	継続	引き続き、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程へ参画できるよう、女性参画を進める必要性や重要性について、情報発信を行っていきます。	多様性社会推進課
27	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	⑤ 委員の女性割合の向上	審議会等への女性の参画を促し、女性委員割合の向上を図ります。	・委員総数815名中、女性委員は257名(31.5%) ・公募委員数39名中、女性委員は21名(53.9%) ・審議会等総数82団体中、女性委員を含む審議会は66団体(80.5%)	B	浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号に規定している「女性委員の構成比率を3割以上とすること」を満たしているため。	継続	浦安市市民参加推進条例施行規則第4条第3号に基づき、審議会等の女性委員の構成比率を3割以上確保するとともに、今後も女性登用を促していきます。	市民参加推進課
28	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	⑥ 公募による委員登用の推進	審議会等への市民参加を促し、公募委員の登用を推進します。	・委員総数815名中、公募委員39名(4.8%) ・審議会等総数82団体中、公募委員を含む審議会15団体(18.3%)	B	委員総数に占める公募委員の割合が一定を維持しているため。	継続	公募委員を含んでいない審議会等については、法令に基づく場合や専門性が高いものであり、新たな公募委員の登用を図っていくことは困難な状況にあります。今後も、「浦安市審議会等の委員選任に係る基準」に基づき、可能な限り積極的な公募委員の登用を促していきます。	市民参加推進課
29	1. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画推進	P34	⑦ 女性活躍やポジティブ・アクションに関する普及・啓発	ポジティブ・アクションの普及に向け啓発を行います。また、女性活躍に積極的な事業者等の情報収集・発信を行います。	就職活動中の女性に支援を行うため、千葉県ジョブサポートセンターの協力を得て、令和6年11月1日に「女性向け再就職支援セミナー」を開催しました(26名参加)。	A	市アンケート結果により、参加者の満足度が高かったため、十分な効果ありと判定しました。	継続	女性向けの再就職に関する相談会を開催します。また、開催にあたっては、ホームページ及び広報誌、チラシによる周知の強化を図ります。	商工観光課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
30	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(2)女性の能力開発・発揮への支援	P35	① 女性職員を対象とした研修の充実★	女性の能力開発や女性活躍推進につながる研修プログラムを作成し、市の女性職員に対して実施します。	女性リーダーの育成を目的に、千葉県自治研修センターの実施する女性活躍推進研修へ職員を1名派遣しました。	A	千葉県自治研修センターに職員を派遣することによって、十分な理解をえる機会をつくることができました。	継続	引き続き庁内・庁外を問わず、女性向け研修の実施・派遣等を積極的に検討します。	人事課
31	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(2)女性の能力開発・発揮への支援	P35	② 分野特化型創業支援事業★	創業意向の高い女性や高齢者に対する創業支援など、創業セミナーなどを活用し、分野を絞った創業機会の提供・充実を図ります。	創業に関心のある方などを対象として、経営や経理の基礎などを習得することのできるセミナーを年2回実施するとともに、「女性のための創業セミナー」を開催しました。	A	女性や高齢者も参加できる事業であることやいずれの回も定員に達し、参加者の満足度も高いことから、十分な効果ありと判定しました。	継続	年2回のセミナーに加え、「創業者を検討している女性、創業して間もない女性の方を対象に「女性のための創業セミナー」を開催します。	商工観光課
32	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(3)地域活動における男女共同参画の促進	P35	① 地域活動への参加促進	あらゆる人が、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	全85自治会中、申請のあった81自治会に対して、運営費補助金を交付しました。また、情報提供の手段の一つとして、破損している自治会掲示板の修繕を行いました。	B	補助金の交付を通して、自治会活動の活発な運営を促進し、住民福祉の増進、地域コミュニティの活性化に寄与しました。また、掲示板を利用して自治会加入者及び地域住民へ積極的な情報提供を行うことが図れていると考えます。	継続	引き続き、あらゆる人が、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促進します。	地域振興課
32	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(3)地域活動における男女共同参画の促進	P35	① 地域活動への参加促進	あらゆる人が、地域で活躍する場を得られるように、自治会活動や市民活動団体等に関する情報を提供し、参加を促します。	市民活動センターホームページやメールマガジン、広報誌の発行により、市民活動に関する様々な情報発信を行うことで、団体の地域活動への参加を促進できました。	B	市民活動センターホームページやメールマガジン、広報誌の発行により、市民活動に関する様々な情報発信を行うことで、団体の地域活動への参加を促進できたため。	継続	引き続き、あらゆる人が地域で活躍する場を得られるよう、市民活動に関する情報を提供していきます。	市民参加推進課
33	I. あらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	2. あらゆる分野における女性参画の拡大	(3)地域活動における男女共同参画の促進	P35	② 地域活動における女性リーダーを増やすための機運醸成★	PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やす機運を醸成すべく、地域活動団体等への周知・啓発を行います。	ルピナスセミナー(1)「職場で、地域コミュニティで、家庭で役に立つファシリテーションスキルを磨こう」参加者12名(うち託児利用者3名)	B	令和5年度に発行した「うらやすP-Life 男女共同参画ニュースVol.26」では、「アンコンシャス・バイアス」を特集し、地域における女性の参画の必要性について発信しました。また、令和6年度には、地域活動など様々な場面で活用できるファシリテーションスキルを習得するセミナーを開催しました。	継続	女性リーダーを増やす機運の醸成が図れるよう、男女共同参画の推進に関する周知・啓発を行うとともに、情報発信を行います。	多様性社会推進課

### 施策の方向性3

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
34	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の見直し	国のガイドライン等を踏まえて、男女共同参画の視点を考慮し、地域防災計画の見直しを進めます。	令和6年度については地域防災計画の見直しを実施しておりません。令和7年度の見直しに向けて素案の検討をしました。	B	地域防災計画において、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮することを記載。また、素案の検討においても男女共同参画の視点を考慮いたしました。	継続	引き続き地域防災計画の修正及び見直しを図る際には国や県の動向を踏まえ、男女共同参画の視点を考慮してまいります。	危機管理課
35	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	② 自主防災組織への支援の拡充	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。	市民まつり・危機管理課ブース出店 参加者:850名 市防災訓練 参加者:685名中、自主防災組織251名	B	市民まつりでは、非常用乳幼児ミルク缶を配布し、子育て世代の防災備蓄品に対する関心を高めるとともに、防災意識の高揚を図り、地域の自主防災組織への女性の参画を促すことができました。市総合防災訓練では、女性の活躍の場を増やすことで、震災時の女性の任務・役割の領域の拡大を図ることができました。	継続	地域の自主防災組織への女性の参画を促すとともに、支援を拡充し連携を図ります。また、防災アプリを活用し女性の視点に即した防災情報の発信を促進していきます。	危機管理課
36	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	③ 女性消防団員参画の推進	地域で活動する消防団員への女性の参画を推進します。	延焼火災の現場に出勤し、後方支援活動を実施しました。男性消防団員の訓練にも参加し、ホース搬送やポンプ運用等の技術を学びました。	B	安全管理を徹底しながら、火災現場で使用したホース撤収や、次の出勤に備えた資機材の準備ができました。ポンプ運用や放水訓練については、継続する必要があると評価しました。	継続	後方支援活動だけでなく、現場到着後のポンプ操作等の訓練を実施していきます。	消防本部総務課
37	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	④ 大規模災害等に備えるための講座の開催	自治会等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。	防災講演会 参加者:63名 防災リーダー研修 参加者:58名中、女性18名(3割)	B	防災講演会では、女性語り部による震災後の地域防災力の強化をテーマとした講演を実施し、女性目線での防災との関わり方を知ることで、男女共同参画についての意識啓発を行うことができました。また、防災リーダー研修では、全参加者の3割が女性であり、防災リーダーとして積極的に女性が参画していることが確認できました。	継続	自治会自主防災組織等を対象に、大規模災害等に備えるための講座を開催します。また、地域防災に携わる女性が多い中、リーダー的立場となる女性が極めて少ないことから、女性の参画が地域防災力の向上に大きな役割を持つことを意識付けできるような講演内容を提案していきます。	危機管理課
38	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	3. 防災における男女共同参画の推進	(1)男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の確立	P37	⑤ 防災についての職員研修の実施	男女共同参画の視点を踏まえた防災体制強化のため、職員講習を実施します。	災害時における人的及び物的受援にを踏まえた実践型訓練を令和6年9月24日(火)に関係対策部職員合計30名の参加により実施しました。	B	令和4～6年度にかけて男女の別問わず、一定数訓練に参加したことで、男女双方の視点をもって実践訓練を実施できました。	継続	引き続き男女参画の視点を踏まえながら、防災についての職員研修及び訓練を行うものです。	危機管理課

## 施策の方向性4

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
39	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心できる環境の整備	P40	① 外国語による情報発信の推進	広報紙及びホームページ等、外国語での情報を発信します。	<p>・毎月1回英字広報「City Newsうらやす」を発行し、公共施設等で配布しました。</p> <p>・広報うらやすは、7月から、多言語ユニバーサル情報配信ツール「カタログポケット」に掲載し、日本語のほか8カ国語の翻訳で閲覧できます(英語・韓国語・中国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語)。</p> <p>・市ホームページでは、多言語翻訳機能による発信を行いました(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ドイツ語・フランス語・タガログ語)。また、人工翻訳ページを公開しています(やさしい日本語・英語・中国語)。</p>	B	英字広報では、外国人アドバイザーとともに外国人が求めている情報を厳選し内容を掲載しました。また、訳した英語に間違いがないか確認を行い必要な情報を確実に届けられるよう工夫しています。「カタログポケット」では、広報うらやすのすべての記事で多言語の翻訳を利用することができます。また、市ホームページでは、人工翻訳によるページの作成を行い、翻訳精度の高い情報を提供できるようにしました。	継続	引き続き、必要な情報を届けられるよう、外国語による情報発信を行います。	広聴広報課
40	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心できる環境の整備	P40	② 外国人相談窓口の設置や生活情報の提供	外国人に対し、多言語により、相談の実施及び必要な情報を提供します。	日本語の学習、市政情報、医療、その他生活全般の外国人市民が必要とする情報の提供や、相談対応を行いました。令和6年度においても、医療、保険、年金などの相談が多く発生しました。	B	外国人市民が必要とする情報の提供や生活上の問題解決に向けて支援することができました。	継続	外国人の抱える様々な問題に対応するため、引き続き相談業務を継続していく予定です。	地域振興課
41	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心できる環境の整備	P40	③ 国際センターにおける多文化共生の推進	国際センターにおいて、多文化共生及び国際理解・交流に関する情報提供や、市民の相互交流の場を提供します。	新型コロナウイルス感染症の影響により減少した利用者数が大幅に回復し、目標人数の22,000人を上回りました。自主事業として、多文化共生イベントや、日本語ボランティアの養成などを行いました。(主な事業実績) ・多文化共生イベント ・国際理解の特別講演会 ・日本語ボランティア養成講座	A	利用者数も増え、日本語学習者の自主学習や交流の場などで、充実した利用がされています。また、「多文化共生推進プラン」の施策のひとつに位置付けられている「生活オリエンテーション」については、いち早くセンター事業として実施を検討し、令和5年6月より開催、プランの推進にも貢献しています。	継続	引き続き、多文化共生及び国際理解・交流に関する情報提供や、市民の相互交流の場を提供します。	地域振興課
42	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心できる環境の整備	P40	④ 多文化共生講座の開催	多文化共生への理解を深めるため、市民、市職員に対して講座を開催します。	職員の多文化共生についての意識啓発を目的に、令和6年度は、各課の係長級職以下の職員を対象に「多文化共生による地域づくり」をテーマに職員研修を実施しました。	B	受講者からはイベントや各種手続きの際に活用したいという意見が複数あがり、職員の多文化共生意識の向上を図ることができたものと考えています。	継続	職員の行政における多文化共生の理解を深めるため引き続き事業を実施します。	地域振興課
42	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心できる環境の整備	P40	④ 多文化共生講座の開催	多文化共生への理解を深めるため、市民、市職員に対して講座を開催します。	<当代島公民館> 「Ciao(チャオ)！イタリア」2回 18人	B	主催事業は参加者ニーズや全体バランス、講師との調整等を踏まえて計画しているところだが、取組みの達成に寄与する内容の事業を実施できたため、B評価と判定しました。	継続	従前と同様の考え方で主催事業を計画・実施していくなかで、取組みを推進していきます。	公民館

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
42	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(1)外国人が安心できる環境の整備	P40	④ 多文化共生講座の開催	多文化共生への理解を深めるため、市民、市職員に対して講座を開催します。	令和6年度は、令和7年4月から開始する講座について、受講生の募集を行いました。	C	「多文化共生を進めるために」講座を令和5年度に開催しました。令和6年度については、令和7年度4月の開講に向け受講生の募集を行いました。	見直し	うらやす市民大学で実施できる講座の数に限りがあることから、社会情勢やニーズを把握し、適切な時期に多文化共生の理解を深める講座を実施したいと考えています。	市民大学
43	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(2)ひとり親家庭の社会参画と生活の支援	P40	① ひとり親家庭への助成	生活支援のための助成を行います。	児童扶養手当については、延べ7,815人のひとり親に手当の支給を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減や住生活の安定を支援することができました。その他の手当の支給についても従来どおり行うことができました。	A	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることができました。	継続	引き続きひとり親家庭を取り巻く環境の変化を見定めつつ、社会情勢や法律の改定などに適切に対応していきます。	子ども課
44	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(2)ひとり親家庭の社会参画と生活の支援	P40	② ひとり親家庭への相談の実施	専門家によるひとり親家庭への相談を実施します。	相談実件数 735件 相談延件数 2,995件	A	就労や養育等の悩みについて、相談者の現状を聞き取り、本人が必要としているサービスを紹介したり、関係機関に繋ぐなど、自立に向けた支援を行いました。	継続	生活困窮に関する相談もあることから、関係機関と連携して支援に繋がっていきます。	子ども家庭支援センター
45	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(2)ひとり親家庭の社会参画と生活の支援	P40	③ ひとり親家庭の保護者への就労支援	職業訓練情報の提供をし、就業支援講座を開催します。	就労相談実件数 191件 就労相談延件数 613件	B	就労支援講座は令和5年度に廃止しましたが、資格取得や職業訓練のための支援サービスを案内する等の就労支援を行いました。	継続	相談者の状況を聞き取り、自立・就労に向けた支援を実施していきます。	子ども家庭支援センター
46	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	① 若者向けの就職支援事業の実施	就職相談、セミナー等を通じて若者向けの就職を支援します。	働くことに悩む若者や保護者などを対象に就労支援などに関するセミナー等を4回開催し合計135名が参加したほか、職場見学を3社実施し、延べ16名の参加がありました。	A	講演会等では、毎回一定の参加実績があります。また、アンケート結果から参考になったという意見が多いため、十分な効果ありと判定しました。	継続	働くことに悩む若者や保護者等を対象としたセミナー等の実施や職場見学等を通じて、若者の就職を支援します。	商工観光課
47	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	② 若者に関わる相談の実施★	若者の自立につなげるべく、青少年相談やひきこもり相談などを実施します。	ひきこもり相談の実施、ひきこもり支援拠点の開設、ひきこもり講演会を開催しました。	B	ひきこもり相談、支援拠点の開設を通して本人に寄りそうとともに、ひきこもり講演会を開催し、支援者をはじめとする市民の理解の促進に取り組みました。また、家族の集いを開催し、家族同士の交流を図りました。	継続	今後も継続して、ひきこもり支援拠点を通じ、ひきこもり相談を行い、家族の集いを開催します。	社会福祉課
47	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	② 若者に関わる相談の実施★	若者の自立につなげるべく、青少年相談やひきこもり相談などを実施します。	青少年相談は、電話、メール及び対面による相談に応じています。また、相談内容により連携が必要と判断した場合は、他機関へ繋ぎ、問題解決に向け取り組みました。 令和6年度 相談ケース24件 相談数58回	B	青少年相談については、相談内容に対し適切な対応を講じることが重要であることから、これまで他機関等と情報共有しながら取り組んでおり、一定の効果があったものと考えています。	継続	青少年センター相談室は、小学生から大学生までの青少年とその保護者を対象に相談業務を実施しており、相談者支援において非常に重要であると考えています。また、他機関との連携は、相談者を多角的にサポートする上で重要であることから、今後も連携を図り問題解決に向け取り組んでまいります。	青少年センター

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
48	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	③ 高齢者への就労支援	シルバー人材センター等、高齢者の就労の場を確保し提供します。	入会説明会を24回開催し、39名の入会者がありました。40名が退会し、年度末の会員数は1名減少の307名でした。請負・委任分野の就業延人数は1.2%減少、契約金額は4.7%増加となりました。派遣分野の就業延人数は9.3%増加、契約金額は11.0%増加の実績となりました。	B	会員となっている高齢者の経験や能力、希望に応じて就業の機会を提供しており、高齢者の就業の場の確保、生きがいの充実と健康増進に寄与している。	継続	高齢者の多様な就業や能力の活用、社会参加活動の機会の確保・提供など、引き続き、高齢者の生きがいの充実と健康増進に取り組みます。	高齢者福祉課
49	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	④ 高齢者に関わる相談の実施	高齢者の介護についてなど、専門職による相談を実施します。	・地域包括支援センター相談延件数 介護保険その他保健福祉サービスに関すること 15,115件 権利擁護(成年後見制度)に関すること 1,447件 高齢者虐待に関すること 2,673件 合計 19,235件  ・地域包括支援センターサテライト実施場所 12ヶ所 実施回数 合計143回 実相談件数 72件	A	地域包括支援センターサテライトについて、より身近な地域で相談ができるよう、令和5年度より月1回12ヶ所において実施しました。また、令和7年4月開所に向け、高洲地域包括支援センター日の支出所を建設しました。	継続	引き続き身近な地域で相談できるよう、地域包括支援センターサテライトを実施する。	中央地域包括支援センター
50	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑤ 高齢者の地域参加促進★	社会参加など社会との関わりに配慮できる環境を整えるとともに、高齢者の市民活動を促進します。また、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	地域課題の現状を広く伝えるとともに、市民の一人ひとりがまちづくりの当事者であることの意識醸成を図りました。 ・市民参加推進講演会 テーマ「地域の発展に貢献しよう！参加と受入方法について学ぶ」 参加者:26名	B	講演会の実施により、市民参加に関する意識の醸成を図ることができたため。	継続	引き続き、多様な主体によるまちづくりを推進していけるよう、市民参加に関する意識醸成を図っていきます。	市民参加推進課
50	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑤ 高齢者の地域参加促進★	社会参加など社会との関わりに配慮できる環境を整えるとともに、高齢者の市民活動を促進します。また、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	ボランティアセンター登録団体の協力を得て、全11回の体験講座を開催し、44名が受講しました。	B	ボランティアセンター登録団体と協働で各種ボランティア体験講座を開催して、ボランティア登録につなげることができました。 [3か年の実績] 令和4年度 10回開催 73名受講 9名登録 令和5年度 11回開催 77名受講 13名登録 令和6年度 11回開催 44名受講 12名登録 ※高齢者に限らず、全体の実績	継続	市民の社会参加を推進するため、引き続きボランティア体験講座によりボランティア活動参加へのきっかけ作りを進めるとともにボランティア団体交流会を開催して、ボランティア活動のさらなる活性化を図っていきます。	社会福祉課(ボランティアセンター)
50	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑤ 高齢者の地域参加促進★	社会参加など社会との関わりに配慮できる環境を整えるとともに、高齢者の市民活動を促進します。また、ボランティア活動の入り口となる体験講座をボランティアセンター登録団体と連携をとりながら開催します。	支え合い会議:10回開催	A	自治会、老人クラブ、民生・児童委員、介護事業所、NPOなど多様な主体がメンバーとなり、既にある助け合いの活動など地域の情報を共有したり、将来に向けて「我が街をどのような地域にしたいか」などを話し合うことができました。	継続	引き続き地域の多様なメンバーで情報共有を図り、高齢者の地域参加を促進していきます。	高齢者包括支援課
51	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑥ 介護予防の普及啓発★	介護予防に関する知識や技術を幅広く周知し、取組への意識を高めるための啓発を行います。また、介護予防教室や出前講座等を開催し、参加された方がその後の地域活動につながるような体制を整備します。	口福ひろば:12回開催 65歳からの食卓:10回開催 出前講座:19回開催	A	事業を通して多くの市民に対して介護に関する知識の普及を行うことができました。	継続	引き続き介護予防教室等の普及啓発を行うとともに、事業に参加した高齢者に対して担い手への呼びかけを行うことで地域の社会参加を促していきます。	高齢者包括支援課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
51	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑥ 介護予防の普及啓発★	介護予防に関する知識や技術を幅広く周知し、取組への意識を高めるための啓発を行います。また、介護予防教室や出前講座等を開催し、参加された方がその後の地域活動につながるような体制を整備します。	出前講座開催回数 31回 (中央:5回、浦安駅前:3回、新浦安:5回、富岡:6回、高洲:12回)	A	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、介護予防に関する知識や技術を測定会や出前講座を通じて、幅広く周知することができた。加えて、個別の健康相談等も行い、参加者が地域活動に参加できるような情報提供や民生委員など地域の核となる人物につなげるネットワーク構築を行った。	継続	引き続き、地域で生活する高齢者等への介護予防普及啓発の取り組み継続と、地域とのネットワーク構築や強化を目指して実施を継続します。	中央地域包括支援センター
52	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑦ 障がい者への就労支援	ワークステーション等を中心に障がい者の就労の場を確保し提供します。	・障がい者就労支援センターにて、4,985件の相談支援を行いました。 ・ワークステーションにおいて、特例子会社2社と就労継続支援B型の運営事業所に行政財産の使用を許可し、就労等の場を確保した。	A	就労支援、就労等の場の確保に十分な効果がありました。	継続	令和7年度の間に就労選択支援を実施し、更なる就労支援を行います。	障がい事業課
53	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑧ 障がい者(児)に関する相談の実施	窓口や電話等において、障がい者(児)に関わる相談を実施します。専門的な相談は、基幹相談支援センターが実務に関する助言や専門的支援を行い、定期的に事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。	障がいのある人が住み慣れた地域で希望する生活を送るためには、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。 令和7年3月末現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳は3,027人で前年度より74人減、療育手帳は914人で31人増、精神障害者保健福祉手帳は1,812人で146人増となり、障がいのある人やその家族の多くは、健康や将来のこと、日常生活のことなどについて、不安や悩みを抱えながら生活しています。その不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつなぐことができる相談体制を整え、課題解決に取り組みました。	A	障がいのある人やその家族の不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつなぐことができる相談体制を整え、相談された課題の多くについて、解決が図られました。	継続	引き続き窓口や電話等において、障がい者(児)に関わる相談を実施します。	障がい福祉課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
53	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑧ 障がい者(児)に関する相談の実施	窓口や電話等において、障がい者(児)に関わる相談を実施します。専門的な相談は、基幹相談支援センターが実務に関する助言や専門的支援を行い、定期的に事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。	・基幹相談支援センターにて延べ8,890人に相談支援を実施しました。 ・地域の相談支援機関と連携強化の取り組みを29回実施しました。	A	障がいのある人やその家族の不安を軽減していくため、一人ひとりに寄り添いながら、悩みや不安について話を聞き、必要に応じて、その方に合った支援機関等にスムーズにつなぐことができる相談体制を整え、相談された課題の多くについて、解決が図られました。	継続	市だけでなく、身近な地域で相談を受けることができる環境づくりが必要です。地域の相談支援体制については、相談の多様性を考慮した重層的な体制づくりが求められており、新たな相談支援事業所の参入と相談支援専門員等の人材の確保・質の向上を図ることも必要です。専門性が求められる相談については、基幹相談支援センターが相談支援の実務に関する助言や専門的支援を行うとともに、定期的に連携会議や事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対し、分野横断的に包括的な相談支援や、関係機関とのコーディネート、権利擁護等を行う「中核地域生活支援センター」と連携を図りながら、高度で専門性のある相談支援体制を整備します。	障がい事業課
53	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑧ 障がい者(児)に関する相談の実施	窓口や電話等において、障がい者(児)に関わる相談を実施します。専門的な相談は、基幹相談支援センターが実務に関する助言や専門的支援を行い、定期的に事例検討会等を行いながら、地域の相談支援体制の強化を図ります。	子どもの心身の発達に対する不安や悩みを抱える保護者からの相談(260件)を受け、当センター初回面接(252件)に繋いだ他、各福祉サービスや関係機関への紹介、情報提供などを行いました。	A	令和6年度からLINEによる初回面接申込みを開始し、利便性の向上を図りました。それにより電話での相談件数は減少しています。初回面接およびその後の発達支援では相談専門スタッフが保護者が抱える様々な不安や悩みの解消を図ることができました。	継続	引き続き子どもの心身の発達に対する不安や悩みを抱える保護者からの相談に対応していきます。	こども発達センター
54	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑨ 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	市立幼稚園・認定こども園14園で、支援が必要な園児57名に対して、24名の補助教員、6名の支援員を配置し、教育の充実を図りました。公設公営保育園7園で、支援が必要な園児39名に対して31名の加配保育士を置き、保育の充実を図りました。	A	補助教員、加配保育士の確保と適正な配置が継続できるよう職員の募集など随時行い、保育、教育の充実を図ることができました。また、支援の必要な児に適正な支援を行うことで一定の効果、成長が見られました。	継続	今後も各園の配置状況を確認し、園児の状態に沿った保育・教育の充実を図ります。	保育幼稚園課
54	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑨ 障がい児保育、教育の充実	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校で障がい児への保育、教育の充実を図ります。	・小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は279名となっています。 ・通級指導教室は、ことばときこえの教室を浦安小学校から富岡小学校へ移転し、浦安小学校を巡回校としました。LD・ADHD等通級指導教室では、舞浜小学校に「通級まいはま」を開設し、日の出南小学校を巡回校としました。	A	・小学校特別支援学級は、全17校中16校に設置し、目標値94%を達成しています。小中学校の特別支援学級児童生徒数についても、令和5年度261名から令和6年度279名となり、18名の増加になりました。 ・通級指導教室は小学校のことばときこえの教室及びLD・ADHD等通級指導教室が増えたことにより、特別な教育的支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな支援に繋がったため、十分な効果があつたと判定しました。	継続	小中学校特別支援学級の学びの場の整備、通級指導教室の設置校や巡回校については、児童生徒・保護者の実態とニーズを把握した上で、推進していきます。	教育センター

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
55	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(3)若者の自立及び高齢者、障がい者の社会参画と生活の支援	P41	⑩ 障がい児に関わる相談の実施	電話や面談で特別支援教育に関わる相談を実施します。	特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向けて、就学相談は155家庭、学校支援は363人への相談・支援を行いました。また、まなびサポートチームの医師・スーパーバイザーの意見を参考に、就学先を検討したり、学校支援の方向性を確認したりすることができました。	A	特別な教育的支援を必要とする子どもたち一人一人の自立や社会参加に向け、まなびサポートチームと園・学校の間、こども発達センターなどの機関と連携を図り、児童生徒や保護者のニーズに沿った相談・支援を実施することができたため、十分な効果があったと判定しました。	継続	今後も園・学校の他、外部機関との連携を図り、児童生徒や保護者のニーズに沿った相談・支援を実施していきます。近年、外国籍の保護者や、医療的ケアの必要な児童生徒などの相談が増えてきていることから、他課や関係機関との連携を更に図っていきます。	教育センター
56	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(4)性を尊重する意識醸成と制度の運用	P42	① 互いの性や多様な性に関する理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する意識の普及・啓発および多様な性への理解促進を図ります。	「うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol.27」において、セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR:性と生殖に関する健康と権利)の特集しました。また、市内高等学校で実施した出前講座の中で、「デートDV」を取り上げ、啓発を行いました。	A	「うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol.27」の市立中学校全生徒への配布や、市内高等学校での出前講座の実施により、若年層を中心に意識啓発を行うことができました。	継続	性についての権利を尊重する意識づくりを推進するため、今後も、講座の実施などを通じて普及・啓発を行います。	多様性社会推進課
57	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	(4)性を尊重する意識醸成と制度の運用	P42	② パートナーシップ宣誓制度の運用と啓発★	パートナーシップ宣誓制度の運用と啓発により、性的少数者への偏見や差別をなくし、性の多様性への理解促進を図ります。	商工会議所の会報へのチラシの同封や、市内高等学校への出前講座の実施により、性の多様性についての理解促進を図りました。	B	パートナーシップ宣誓制度をさらに充実させるため、制度の見直しを行い、対象者を拡充しました。また、チラシの配布や講座の実施により、市民及び事業者に啓発が図れました。	継続	引き続き、パートナーシップ宣誓制度の運用と啓発や、講座の実施などを通じ、性の多様性について理解促進を図ります。	多様性社会推進課

## 施策の方向性5

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
58	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころとからだの健康づくりの支援	P44	① 健康診断受診等の促進	市民の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	市民の健康診断受診の促進として、市HPやデジタルサイネージ等を活用した周知や対象者全員への受診券の発送をしました。	A	市民の健康診断受診の促進として、市HPやデジタルサイネージ等を活用した周知や対象者全員への受診券の発送をしました。 【受診率及び受診者数】 R4:43.5%(6,088名) R5:43.8%(6,677名) R6:42.8%(6,968名) (参考)県受診率 R6:34.3%	継続	受診率は横ばいの状態が続いていますが、令和6年度における県全体の受診率(R7.5.19速報値 34.3%)と比較して高くなっています。引き続き、市民の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援していきます。	健康増進課
58	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころとからだの健康づくりの支援	P44	① 健康診断受診等の促進	市民の健康診断受診の促進等、健康づくりを支援します。	受診対象者全員に個別通知にて健康診断受診券を送付し、受診率向上のために、広報、地域新聞にて受診勧奨を行いました。さらに、未受診者に対しては、人工知能を活用したデータ分析に基づき、勧奨対象者の特性に応じた通知物による受診勧奨を実施しました。 令和6年度 特定健診受診率 42.7% (参考) 令和5年度:特定健診受診率 43.1% 令和4年度:特定健診受診率 39.5% また、未受診の理由を把握するため、未受診者へWEBアンケートを実施し、未受診理由の傾向を把握することができました。	B	勧奨対象者の特徴に合わせた受診勧奨や、広報等の周知啓発を実施し、令和4年度と比べ受診率が約3%(実績値)上昇しました。	継続	勧奨対象者の特徴に合わせた受診勧奨通知を継続し、その成果をみながら受診率の更なる向上のため、受診勧奨の方法について改善を図ります。	国保年金課
59	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころとからだの健康づくりの支援	P44	② がん対策の推進★	がんによる死亡率を減らすために、科学的根拠に基づくがんの予防法を普及啓発するとともに、がんの早期発見における検診の質や受診率の向上等を図ります。	対象者全員に個別で受診券を送付するとともに、未受診者に対し受診再勧奨を実施しました。また、市広報誌やミニコミ紙などに受診勧奨記事を掲載し、受診の啓発を図るとともに、中央図書館と連携し、大腸がんクイズラリーを開催しました。	A	対象者全員に個別で受診券を送付、未受診者に対し受診再勧奨を実施しました。また広報を活用したり、大腸がんのクイズラリーのパネル展を実施し、がんの早期発見における検診の質や受診率の向上を図りました。 【受診率】 ●胃がん検診(50～69歳) R4:9.5% R5:9.3% R6:8.9% ●肺がん検診(40～69歳) R4:9.9% R5:10.4% R6:8.6% ●大腸がん検診(40～69歳) R4:9.6% R5:10.1% R6:8.1% ●子宮がん検診(20～69歳女性) R4:23.0% R5:23.0% R6:22.3% ●乳がん検診(40～69歳女性) R4:17.7% R5:18.5% R6:17.7%	継続	引き続き、がんの予防法の普及啓発と検診の質や受診率の向上を図ります。	健康増進課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
60	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころからだの健康づくりの支援	P44	③ 女性特有がん検診受診の促進	乳がん、子宮頸がんに関する周知、検診受診の促進をします。	対象者全員に個別で受診券を送付するとともに、未受診者に対し受診再勧奨を実施しました。また、市広報紙やミニコミ紙などに受診勧奨記事を掲載し、受診の啓発を図りました。 【乳がん検診実施状況】 ・乳がん検診マンモグラフィ検査を市内3医療機関で実施 ・健康センターで、乳がん検診マンモグラフィ検査を年間60日(月～金曜日37日、土曜日13日、日曜日10日)、乳がん検診超音波検査を37日(月～金曜日19日、土曜日9日、日曜日9日)実施 【子宮頸がん検診】 ・個別検診を6医療機関で実施	A	対象者全員に個別で受診券を送付するとともに、未受診者に対し受診再勧奨を実施しました。また、市広報紙やミニコミ紙などに受診勧奨記事を掲載し、受診の啓発を図りました。 【乳がん検診実施状況】 ・健康センターでの検診と合わせて、市内3医療機関での検診を実施しました。 【子宮がん検診(20～69歳女性)受診率】 R4:23.0% R5:23.0% R6:22.3% 【乳がん検診(40～69歳女性)受診率】 R4:17.7% R5:18.5% R6:17.7%	継続	引き続き、乳がん、子宮頸がんに関する周知、検診受診の促進を図ります。	健康増進課
61	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたるこころからだの健康づくりの支援	P44	④ 更年期に関する啓発活動の実施	更年期に関する理解を深めるための啓発活動を実施します。	更年期の女性の健康に関わる骨粗しょう症、ロコモティブシンドロームおよび女性がん(乳がん・子宮頸がん)予防啓発活動を目的として、乳幼児健診等の開催に併せてがん検診のチラシ配付を行いました。また、3月の「女性の健康週間」に併せて浦安新聞でカルシウムを多く含むメニューの周知を行いました。加えてスポーツフェアやイオンで健康づくりブースを設置し、幅広い年代の市民に対して下肢筋力のテスト、塩分・カルシウム摂取量のチェック、野菜摂取量測定を実施しました。毎月1回の骨の健康チェック事業や乳がんの集団検診時に骨密度測定を実施し、併せて骨粗しょう症についての知識普及も行いました。	A	令和4年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、活動範囲に制限があったものの、女性の健康に関わる、骨粗しょう症、ロコモティブシンドローム、女性がん(乳がん・子宮頸がん)についての啓発活動を行うことができました。令和5・6年度は、同様の事業を継続しつつ、様々な部署と連携し、市内イベント等に多くの市民に対して普及啓発を行うことができました。 【令和4年度～6年度実施事業】 ●骨パワーアップ教室(調理実習) ●浦安新聞及び広報番組を活用した普及啓発(女性の健康週間) ●市民イベントの開催・出店 ●乳幼児健診等での女性がんに関するチラシ配付 ●骨密度測定の開催(骨の健康チェック事業・集団検診同時実施)	継続	・実施時期や会場を対象者が参加しやすいものとするため、毎年内容を検討を行います。 ・青年期からの啓発を目的に、世代に合わせた周知方法を検討します。 ・引き続きイベントブース出展、女性の健康週間に併せた啓発活動を行います。	健康増進課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
62	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたる心とからだの健康づくりの支援	P44	⑤ メンタルヘルスサポートの推進	メンタルヘルスに関する健康づくりと生きることの支援に関する啓発活動を実施します。	<p>・「健康うらやす21(第3次)」において、自殺対策計画を策定し、『人と人が「つながる」人と人を「つなぐ』を基本理念とし、いのちとこころを支えるネットワークづくりを推進しました。</p> <p>・相談先一覧を作成し、庁内外の関係機関、市内小中学校の全生徒へ配付しました。</p> <p>・生きづらさを抱える人を支援する支援者を対象に研修を実施しました。</p> <p>・ゲートキーパー養成講座を市民、市職員、教職員を対象に実施しました。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いのちとこころ支援協議会(R5.6.31をもって廃止) R4:2回 R5以降:実施なし</li> <li>●健康うらやす21推進検討委員会 R4:1回 R5:2回 R6:3回</li> <li>●健康うらやす21計画策定委員会 R4:実施なし R5:1回 R6:3回</li> <li>●実務者会議 R4:1回 R5:1回 R6:実施なし</li> <li>●支援者研修会 R4:1回(27名) R5:1回(34名) R6:1回(11名)</li> <li>●ゲートキーパー養成講座 R4:3回(市民:1回56名、市職員:1回39名、浦安市立小中学校教職員動画配信1回17名) R5:3回(市民1回22名、職員1回51名、浦安市立小中学校教職員動画配信1回8名) R6:3回(市民1回28名、市職員1回525名、浦安市立小中学校教職員動画配信1回6名)</li> <li>●つなぐ・つながる会(市民向け研修会) R4:1回(26名) R5:1回(26名) R6:実施なし</li> <li>●相談先一覧の配布と設置 R4:12,145部 R5:19,930部 R6:18,550部</li> </ul>	継続	<p>・「健康うらやす21(第3次)」において、毎年度事業評価を実施していきます。</p> <p>・小学生～40歳未満の若年層に向けた相談先一覧の配付を継続して行います。</p> <p>・支援者、市民対象の研修会</p> <p>・ゲートキーパー養成講座(市職員・市民など) 引き続き上記のような取組を行いながら、市全体にいのちとこころの支援の考え方を普及していきます。また、生きづらさを抱えている方が相談しやすい、ほっとできる環境を目指します。</p>	健康増進課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
63	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたることからだの健康づくりの支援	P44	⑥ ライフステージに応じた健康づくりの支援★	健康増進や食育に関する事業等を通じてライフステージ別の健康づくりを支援します。また、女性のがんや、産後・更年期等における心身の問題など、女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及と予防のための周知啓発に取り組みます。	女性の健康に関わる骨粗しょう症、ロコモティブシンドロームおよび女性がん(乳がん・子宮頸がん)予防啓発活動を目的として、乳幼児健診等の開催に併せてがん検診のチラシ配付を行いました。また、調理実習の開催、3月の「女性の健康週間」に併せて浦安新聞でカルシウムを多く含むメニューの周知を行いました。加えてスポーツフェアやイオンで健康づくりブースを設置し、幅広い年代の市民に対して下肢筋力のテスト、塩分・カルシウム摂取量のチェック、血管年齢測定を実施しました。毎月1回の骨の健康チェック事業や乳がんの集団検診時に骨密度測定を実施し、併せて骨粗しょう症についての知識普及も行いました。	B	令和4年度には新型コロナウイルス感染症の影響により、活動範囲に制限があったものの、女性の健康に関わる、骨粗しょう症、ロコモティブシンドローム、女性がん(乳がん・子宮頸がん)についての啓発活動を行うことができました。令和5・6年度は、同様の事業を継続しつつ、様々な部署と連携し、市内イベント等にて多くの市民に対して普及啓発を行うことができました。 【令和4年度～6年度実施事業】 ●骨パワーアップ教室(調理実習) R4:5名 R5:実施したが広報撮影用のため市民参加なし R6:実施したが健康推進員のみ ●浦安新聞及び広報番組を活用した普及啓発(女性の健康週間) R4:実施 R5:実施 R6:実施 ●市民イベントの開催・出店 R4:261名 R5:317名 R6:316名 ●乳幼児健診等での女性がんに関するチラシ配付 R4:約3,600部 R5:約3,600部 R6:約3,600部 ●骨密度測定の開催(骨の健康チェック事業・集団検診同時実施) 【定例】R4:310名 R5:396名 R6:278名 【検診】R4:2,575名 R5:2,405名 R6:2,081名	継続	・実施時期や会場を対象者が参加しやすいものとするため、毎年内容を検討します。 ・青年期からの啓発を目的に、世代に合わせた健康づくりの周知方法を検討していきます。 ・引き続きイベントブース出展、女性の健康週間に併せた啓発活動を行います。	健康増進課
63	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(1)生涯にわたることからだの健康づくりの支援	P44	⑥ ライフステージに応じた健康づくりの支援★	健康増進や食育に関する事業等を通じてライフステージ別の健康づくりを支援します。また、女性のがんや、産後・更年期等における心身の問題など、女性特有の健康課題に対する正しい知識の普及と予防のための周知啓発に取り組みます。	ウェルカム!ベビークラス ・参加者 妊婦(実)269人、(延)394人、パートナー(実)232人、(延)302人 ※対象 初産婦541人、参加率49.7%	A	妊娠6～9か月の初産婦およびそのパートナーを対象にウェルカム!ベビークラスを実施しており、産後母だけでなく父も産後うつ等の心身の問題が生じる可能性があることに関する内容を取り入れて普及啓発に取り組んでいます。	継続	引き続き、産後の心身の変化や産後うつへの対策についてなど夫婦で取り組めることについて伝えていきます。	母子保健課
64	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	① 妊娠・出産・子育てに関わる相談の実施	子育てケアプランの作成を行うほか、専門家等による妊娠・出産・子育てに関わる相談を実施します。	母子手帳交付数 ・新規交付 1,050件(妊娠届出数) ・追加交付数22件 ・他出生交付 18件	A	母子手帳交付時の全数面接を通じて、男性の育児参加や、育児休業に関する制度について説明できた他、初産婦に対しては夫婦で参加できる両親学級の案内を行いました。	継続	引き続き、全数面接を行い、必要時、地区担当保健師がフォローをしていきます。	母子保健課
65	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	② 妊婦への健康講座の開催	妊婦の健康に関わる講座を開催します。	ウェルカム!ベビークラス ・参加者 妊婦(実)269人、(延)394人、パートナー(実)232人、(延)302人 ※対象 初産婦541人、参加率49.7%	A	妊娠6か月から9か月までの初妊婦及びパートナーを対象に新生児の特徴、産後の生活について講義を行い、妊婦同士の交流の場づくりに加え、産後の生活を夫婦で考えるきっかけづくりを促しました。	継続	これまで以上に夫婦で参加しやすく、必要性を感じられるイベント作りに取り組みます。夫婦で産後の生活や育児についてより考えていけるきっかけづくりになるようにワークや視覚媒体を取り入れながら内容を充実させていきます。	母子保健課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
66	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	③ 新生児・妊婦訪問の実施	専門家による新生児・妊婦訪問を実施します。	・新生児訪問指導 実:886件 延:909件 新生児時期(生後28日未満)の訪問割合は、令和4年度18.2%に対して令和5年度26.1%と7.9%高くなっている。 ・妊産婦訪問指導 実:863件 延:886件 ・助産師相談 27件	A	全訪問数の占める新生児時期(生後28日未満)の訪問割合は、令和4年度が18.2%に対して令和6年度は30%であり、育児に不慣れで不安の多い新生児時期に訪問する保健師の割合が高まることで不安が軽減され、安心した育児をスタートすることにつながっています。	継続	今後も引き続き、育児に不慣れで不安の多い新生児時期(生後28日未満)に助産師等が訪問を行うことで育児不安を軽減し、安心して育児をスタートできるよう取り組んでいきます。 また、継続的に支援が必要な方については、助産師相談、育児相談や離乳食クラスなど事業参加を促し、継続的にフォローを実施していきます。	母子保健課
67	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	④ 育児に関わる相談の実施	専門家による育児に関わる相談を実施します。	育児相談 年12回 実232人 延べ432人 離乳食クラス 24回実施 対象者 937人 参加人数 333人 夫 68人 参加率36% (第1子参加率54%)	A	令和5年度に比べ、育児相談においては参加人数が上昇しました。 離乳食クラスにおいては、少子化により対象人数は減少傾向であり、参加率は横ばいではありますが、令和5年度に比べ夫の参加人数が増加しています。	継続	育児相談においては、多くの対象者に利用してもらえるよう、引き続き安心して育児ができるよう支援していきます。 離乳食クラスにおいては、事業参加を促し、夫婦でも参加しやすい環境づくりをしていきます。	母子保健課
68	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑤ 妊孕性温存療法への対応★	「千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」の周知を行います。	市のホームページ上にて周知を図りました。	B	当事業について、市のホームページから、千葉県の現在の情報が得られるよう周知を図っています。	継続	引き続き県の事業について周知を図ります。	母子保健課
69	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑥ 不妊に関する相談や治療費助成等の支援★	妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる費用の助成を行うとともに、不妊や妊活に関する相談・支援を行います。	不妊・妊活相談 実績 7日/年 (予定は8日/年。希望者なしで1日中止)延9組 16人 特定不妊治療費助成 0件 男性不妊治療費助成 0件 男性不妊検査助成 実42件 延べ42件	B	不妊・妊活相談は、6年度に相談日(開催予定日)を増加しました。 特定不妊治療費助成(千葉県上乗せ事業)は、令和4年4月より保険適用となったため、事業を廃止し、令和6年度は経過措置を設けていましたが、申請はありませんでした。 男性不妊検査助成は、規則改正により令和5年度より保険適用を受けた者は助成の対象外となり、令和5年度及び6年度の申請者数は令和4年度に比べ減少しました。	見直し	不妊・妊活相談は、令和7年度は10回/年 開催予定で強化します。 特定不妊治療費助成、男性不妊治療費助成は、千葉県特定不妊治療費助成の上乗せ事業で、県の事業が廃止のため、市の事業も廃止します。 男性不妊検査助成は、令和5年度より保険適用を受けた者は、助成の対象外となっております。	母子保健課
70	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑦ 子育てサロンの実施★	子育て支援センター等で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	子育て支援センターには延べ8,414組が来所し、親子同士の交流や、子育てに関する相談の場を提供することができました。	A	各種事業を通して利用者同士の交流を図るとともに、子育てに関する相談への対応や情報提供などにより、子育てを支援することができました。	継続	引き続き、親子が交流できる場や子育てに関する相談への対応や情報の提供をしていきます。	子ども課
70	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2)妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑦ 子育てサロンの実施★	子育て支援センター等で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	保育園に設置した8施設において、地域子育て支援センターを運営し、親子の交流や子育てに関する相談や情報提供を実施いたしました。	A	地域子育て支援センターにおいて、地域支援の取り組みとして、親子遊びなどを定期的に実施するとともに、親子相談も随時行うことで、子育て支援を行ってまいりました。	継続	引き続き、保育園に設置する施設において、地域子育て支援センターを運営し、親子の交流や子育てに関する相談や情報提供を実施いたします。	保育幼稚園課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
70	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	5. 生涯を通じた健康づくりの支援	(2) 妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備	P45	⑦ 子育てサロンの実施★	子育て支援センター等で、親子が交流できる場や子育てに関する相談・情報を提供します。	平日開催の「堀江つどいの広場」には、年間9,940名が参加しました。毎月開催している「うらちゃんサロン」には、猫美:175名、北栄:135名、望海:239名が参加しました。このほか各支部社会福祉協議会において、子育てサロンを開催しています。	B	令和5年度より感染拡大防止のための人数制限を廃止し、子育てサロンを通常どおり実施しました。堀江つどいの広場では、助産師による子育て相談、誕生日会や親子での工作などを行いました。また、うらちゃんサロンでは、ボランティアの皆さんや保育士の協力による手遊び、園児による歌の発表、栄養士による離乳食相談などを行い、親子同士で交流ができる場、情報交換や相談の場として多くの子育て世帯が自由に参加できる場を提供しました。	継続	住み慣れた地域で安心して子育てができる環境をつくり、子育て世帯の育児への不安を軽減できるよう、親子交流の場や子育て相談、情報交換ができる場、地域との繋がりを持てる場を提供していきます。	社会福祉課(社会福祉協議会)

## 施策の方向性6

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
71	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	① DV・デートDVに対する啓発の実施	DV・デートDVに対する正しい理解を促進するため、相談先の周知等の啓発に関する冊子等を作成し、様々な機会を通じて周知します。	DV相談支援カード及びデートDV相談支援カードを作成し、市内公共施設や商業施設等に設置しました。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間には、市民ホールにおいてパネル展を実施するとともに、広報うらやす及び市ホームページ、電光掲示板などでDV防止について周知を行いました。	A	デートDV相談支援カードについては、新たに市内大学に設置し、広く相談窓口の周知を行うことができました。また、パネル展を実施したことで、DVについての正しい理解の浸透と被害者支援に繋がりました。	継続	引き続き、DV被害者の支援につなげるため、相談先を明記した「DV相談支援カード」「デートDV相談支援カード」を作成し、配布します。また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パネル展や様々な媒体での啓発を行います。	多様性社会推進課
72	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	② DV被害防止等に関する職員、支援者向け講習等の実施	DV被害者の対応等に関して、職員や支援者向け講習を実施します。	内閣府男女共同参画局ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」について、職員に周知しました。	B	ホームページ「配偶者からの暴力被害者支援情報」を通じ、支援方法や支援機関を職員に周知することができました。	継続	DV被害の早期発見や二次被害の防止等、DV被害者の対応について、職員向けに周知します。	多様性社会推進課
73	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	③ DVに関する情報の収集・提供	加害者更生に関する情報の収集・提供を行います。	DVに関する図書を購入し、情報の収集、提供を行いました。	B	DVに関する図書を購入し、多様性社会推進課内に配架することで、情報を提供することができました。	継続	市民がDVに対する理解を促進できるよう、引き続き、DV関連図書の購入など情報を収集・提供します。	多様性社会推進課
74	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	④ DVの防止に関する教職員向け研修の実施	DVの防止に関する教職員向け研修を実施します。	「生命(いのち)の安全教育」の活用について各学校に周知しました。また、人権啓発資料を配布し、DVについて周知しました。	B	性暴力やデートDVについて触れている「生命の安全教育」を活用するよう、各学校に促しました。また、DV防止について人権啓発資料にて周知するとともに、各学校でポスターやパンフレットを活用できるようにしています。	継続	DVの防止を含めた様々な人権課題に対して教員の意識を高めていくことが必要なため、引き続きパンフレット等を通じて周知していきます。	指導課
75	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑤ 相談・カウンセリングの実施	専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	「女性のための相談」第1～第4火・木曜日(祝日・年末年始除く、月2回は夜間) 延べ相談件数 291件 「女性のための法律相談」月2回 相談件数 57件	B	「女性のための相談」では、男女・夫婦・家族についてやDVについてなど、女性の抱える様々な悩みについて相談を受けました。また、法的な解決が求められる内容については、女性問題を専門としている弁護士が相談に応じました。	継続	引き続き、女性が抱える様々な問題を自ら解決できるように、専門家による「女性のための相談」「女性のための法律相談」を実施します。	多様性社会推進課
76	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑥ 母子・婦人相談の実施	専門家による「母子・婦人相談」を実施します。	相談案件数 152件 相談延件数 1,960件	A	母子及び婦人の緊急避難対応を実施し、関係支援機関と連携をとりながら、相談者の保護と自立に向けた支援を行いました。	継続	関係機関との連携をとりながら、母子及び婦人を取り巻く状況と問題に対応し、支援を行います。	子ども家庭支援センター
77	Ⅱ.誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6.あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑦ 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	「女性のための相談」において、DVや子どもの虐待に関する相談があった際には、被害者と子どもの安全を守るため、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。	A	相談内容に応じて、庁内関係部署、関係機関等と連携をとりました。特に、DVや子どもの虐待に関する相談については、子ども家庭支援センターとの連携を図りながら支援を行いました。	継続	引き続き、相談内容に応じて庁内関係部署、関係機関等と連携を図りながら、必要に応じた支援に繋がっていきます。	多様性社会推進課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
77	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑦ 相談事業に関する連携	「母子・婦人相談」「女性のための相談」を連携して進めます。	「母子・婦人相談」及び「女性のための相談」の相談者が抱える問題に応じ、連絡・調整を行い他機関へと繋げました。	A	「女性のための相談」担当部署との連携・情報共有を図り、必要に応じて関係機関へと繋げる等の支援を行いました。	継続	相談者へ寄り添い、本人の抱える問題や取り巻く状況への対応等、引き続き関係機関との連携を図り、支援を行っていきます。	子ども家庭支援センター
78	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1)DVに対する理解の促進と相談体制の充実	P49	⑧ 男性に対する相談支援窓口に関する情報発信	男性のための相談窓口の情報発信を行います。	男性の相談については、県男女共同参画センターの「男性のための総合相談」をご案内するとともに、市ホームページに掲載し、周知しました。	B	男性から相談窓口についてお問い合わせがあった際に、県の「男性のための総合相談」をご案内しました。また、市ホームページに、「男性のための総合相談」について掲載し、情報発信を行いました。	継続	男性に対する相談窓口について、情報の提供・発信を行っていきます。	多様性社会推進課
79	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	① 緊急避難時における支援	緊急避難時の手続等を支援します。	婦人の緊急避難実人数 1人	A	関係支援機関の協力や支援を得ながら、緊急避難時における支援や保護へ繋げることができました。	継続	状況を詳しく把握し関係機関との連携をとりつつ、本人の避難対応や保護に対応していきます。	子ども家庭支援センター
80	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	② 緊急避難時における助成	緊急避難時の交通費・一時的かつ応急的な生活費・宿泊費等を助成します。	助成対象実人数 1人	A	避難時において、関係機関に繋げるまでの措置として活用できました。	継続	緊急対応の際の一時的な保護の場として、今後も活用していきます。	子ども家庭支援センター
81	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	③ 住民基本台帳の閲覧等の制限	避難等をしている場合、住民基本台帳の閲覧等の制限をかけます。	DV等の被害を申し出て支援の必要性が確認された者が、その相手方から住民基本台帳の閲覧等の制度を不当に利用され、住所を探索されることを防ぐため、住民基本台帳の閲覧等に制限をかける支援措置を実施しました。 ・支援措置実施件数:164件 ・支援措置対象者数:328人	A	庁内関係部署や警察等の専門機関と連携を図りながら、支援措置を実施し、当該申し出の対象者の住所の探索を防ぐことができました。	継続	これまでと同様に、国からの事務処理要領等に基づいて、住民基本台帳事務における支援措置を実施します。	市民課
82	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	④ 住宅確保支援の実施	民間ステップハウスの運営を支援します。また、公営住宅の案内を行います。	民間ステップハウスの利用実績はなかったものの、避難時の住宅確保の候補の一つとして、管理団体との調整を図りました。	A	民間ステップハウスは、婦人の緊急避難の際の受け入れ施設として、重要な役割を担っています。	継続	緊急対応の際の避難先として、今後も確保を行い、活用していきます。	子ども家庭支援センター
82	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	④ 住宅確保支援の実施	民間ステップハウスの運営を支援します。また、公営住宅の案内を行います。	広報やホームページ、窓口対応にて公営住宅入居手続等の案内をするほか、個別の相談に対応しました。	A	DV被害者の自立を支援するため、公営住宅の入居資格の一致確認や、相談に応じたほか、必要に応じて関係機関の紹介等を行いました。	継続	引き続きDV被害者の救済や自立支援のため継続して公営住宅の案内を行います。	住宅課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
83	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(2)DV被害者の救済や自立支援	P50	⑤ 生活保護に関する相談・支援	生活困窮に関わる相談を実施するとともに、必要に応じて生活を保障し自立を支援します。	個々を取り巻く状況に応じ、寄り添う支援を心がけるとともに、必要に応じて関係機関と連携および情報共有を図り、自立へと促してきました。	B	DV相談などについては、関係機関と密に連携しながら、その方が自立に向かうべく必要な支援に慎重に取り組みました。	継続	DV相談などについては、関係機関と密に連携し生活が安全に送れるよう援助を行いながら、自立に向かうべく必要な支援を慎重に実施していきます。	社会福祉課
84	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	① 市職員のための相談の実施	職員の中から「ハラスメント相談員」を任命し、相談しやすい環境を整えます。	令和5年4月1日から令和7年3月31日までを任期として、職員の中から所属のバランスを考慮してハラスメント相談員を21名(男性11名、女性10名)を選任しました。	A	ハラスメント相談員が、職場の人間関係などに悩んでいる職員から相談を受け、早期解決や未然防止につなげることで、職員相互が対等な関係で快適に働くことができる職場環境を維持していると考えます。 掲示板での周知等により身近に居る相談員の認知度を上げることができたと考えます。	継続	引き続きハラスメント相談員を任命し、相談のしやすい環境を整えます。	人事課
85	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	② ハラスメント防止のための職員研修の実施	ハラスメント防止対策についての市役所職員研修を実施します。	管理職を対象に、ハラスメントのない働きやすい職場環境整備につながるよう、ラインケアの基本やフィードバックのコツについて研修を実施しました。	A	時代に応じて変化するハラスメントの定義やハラスメントに該当するかもしれないのグレーゾーンを学んでいただくよい機会にすることができたと考えます。	継続	今年度も同様に職員向けのハラスメント防止研修を実施を検討していきます。	人事課
86	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	③ 事業者へのハラスメント防止対策の推進	職場におけるハラスメント防止対策に関して、商工会議所と協力して普及・啓発を行います。	関係機関からのパンフレットを商工観光課窓口を設置するなどの方法で、情報提供を行いました。	B	窓口へのパンフレット設置等により、情報提供を行い、市民に啓発することができたため、一定の効果ありと判定しました。	継続	事業者に向けて、セクハラ/パワハラ防止対策についてのパンフレット等を配架し、啓発を行います。	商工観光課
87	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	④ 教職員のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、相談を実施します。	全ての学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置し、教職員に周知できました。	A	全ての学校に相談員を配置することで、抑止力となりハラスメント防止につながりました。	継続	引き続き、全ての学校に相談員を配置し、いつでも相談できる環境づくりに努め、周知を図ります。	学務課
88	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	⑤ 児童・生徒のための相談の実施	各校に「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や教育相談箱を設置し、相談を実施します。	全ての学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や「教育相談箱」を設置し、相談を実施できました。	A	全ての学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や「教育相談箱」を設置することで、抑止力となりハラスメント防止につながりました。	継続	引き続き、全ての学校に相談員を配置の上、「セクシュアル・ハラスメント相談窓口」や「教育相談箱」を設置していつでも相談できる環境を整えます。	学務課
89	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(3)ハラスメントの防止に向けた対策の推進	P50	⑥ ハラスメント防止のための教職員研修の実施	ハラスメント防止対策についての教職員研修を実施します。	全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施できました。 また、県教育委員会からの通知やパンフレット等を職員に配布し、職員への指導・周知を行い、セクハラやパワハラ防止の啓発を図ることができました。	A	全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施するとともに、パンフレット等での指導・周知を行うことで、職員一人一人に意識づけることができました。	継続	引き続き、全ての学校において不祥事根絶の研修会を実施するとともに、パンフレット等での指導・周知を行うことで、職員一人一人への意識づけを行います。	学務課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
90	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	非常勤相談員を2名配置し「障がい者権利擁護センター」を設置運営し、障がい者虐待・差別等について41件の相談支援を行いました。	A	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する目的に沿った対応を行うことができました。	継続	相談員を配置し「障がい者権利擁護センター」を設置・運営し、障がい者虐待の通報・届出、障がい者差別に関する相談があった際に対応を行います。	障がい事業課
90	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	高齢者虐待対応件数 養介護施設従事者による虐待通報 7件 うち虐待と認定したケース 4件	A	養介護施設従事者による高齢者虐待が疑われる通報を受けた際には早期に立ち入り調査を行い、実態の把握・高齢者の安全を確保しました。	継続	引き続き、虐待の防止、早期対応に努めます。	高齢者包括支援課
90	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	高齢者虐待対応件数 養護者による虐待通報・相談 114件 うち虐待と認定したケース 48件	A	地域包括支援センター職員や市職員、介護保険サービス事業所を対象に虐待対応研修を行うとともに、訪問介護事業所、通所介護事業所に対して、包括支援センターの社会福祉士による巡回相談を行い、高齢者虐待に対する普及啓発や通報の促しを行ったことで、通報・相談件数が増加傾向にあります。	継続	高齢者虐待ケースの分析により、認知症による問題行動等が、虐待の発生要因として大きいことが分かったため、今後は、認知症の方を介護する家族への支援や、民生委員への通報窓口の周知徹底に努めます。	中央地域包括支援センター
90	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	① 虐待等の実態の把握	子ども・障がい者・高齢者の虐待等の通報窓口を設置し、実態を把握します。	子ども家庭総合支援拠点として、児童虐待対応を実施しました。 児童虐待相談受付件数612件	A	子ども家庭総合支援拠点の基準を満たした上で、虐待防止相談員等により、適切に虐待通報に対応することができました。	継続	こども家庭センター運営のひとつとして、児童虐待の予防と対応を行います。	こども家庭支援センター
91	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	・市内小学校4年生を中心に福祉教室で「こころのバリアフリーハンドブック」を電子にて配布し、周知啓発を行いました。 ・障がいと障がいのある人への理解を深めるために、障害者週間の期間にパネル展を実施し、周知啓発を行いました。 ・市民や事業者等に対して、障がいのある人への理解を深めるための講演会や研修会を開催しました。	A	障がい者の虐待防止のために十分な広報・啓発活動を行うことができました。	継続	・条例の周知や障がい理解の促進を目的として、障害者週間記念イベントを実施していきます。 ・条例等の内容を盛り込んでいる「うらやすこころのバリアフリーハンドブック」を市内小学校4年生を中心に配布します。 ・市民や事業者等に対して、障がいのある人への理解を深めるための講演会や研修会を開催します。	障がい事業課
91	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	養介護施設従事者向け高齢者虐待防止研修会: 49名参加	A	養介護施設従事者による高齢者虐待防止のため、浦安市における施設虐待の動向や虐待が起きる背景、好事例からみる施設における高齢者虐待防止の取り組みの共有等を実施し、虐待防止のための啓発を実施しました。	継続	引き続き、虐待防止のための周知・啓発に努めます。	高齢者包括支援課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
91	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	高齢者虐待防止研修会を実施。 参加者36人	A	介護サービス事業所を中心に、高齢者虐待対応研修を実施することで、早期から通報が増え、社会福祉士による巡回相談を行い、高齢者虐待に対する普及啓発や通報の促しを行ったことで、通報・相談件数が増加傾向にあります。	継続	引き続き、高齢者虐待に関する普及啓発を行うと共に、リスクのある世帯を早期に発見できるようアウトリーチを行います。	中央地域包括支援センター
91	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	② 虐待等の防止のための広報・啓発の実施	子ども・障がい者・高齢者の虐待防止のための広報・啓発をします。また、「浦安市の子どもをみんなで守る条例」及び「浦安市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋のこどもまんなか月間におけるキャンペーンの実施として、広報うらやす特集、YouTube作成し市のホームページ掲載、浦安アートプロジェクト共同によるワークショップ開催を実施。</li> <li>・市内公立小中学校、市内幼稚園・保育園、自治会へリーフレットを配布。(子どもの権利や相談先、通告先)</li> <li>・学童へおよび市内3駅前にてウエットティッシュ街頭配布。</li> <li>・学校教職員や民生委員、子育て支援者を対象とした各研修会を開催。</li> <li>・市役所1階、市内商業施設(2か所)へ啓発ポスターを掲示。</li> </ul>	A	学校・幼稚園・保育園・学童の現場で啓発物資を配布することで、直接子どもへの啓発にもつながりました。また、学校教職員や子育て支援者を対象とした、児童に近い関係機関への研修を開催することで、より虐待防止の強化につなげることができました。	継続	要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心に、より広く市民を含めて、啓発活動を行います。	こども家庭支援センター
92	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	高齢者・障がい者権利擁護協議会を2回実施し、関係機関との連携を深めました。	A	高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し、関係機関との連携を図ることができました。	継続	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し警察等の関係機関との連携を図ります。	障がい事業課
92	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	高齢者・障がい者権利擁護協議会を2回実施し、関係機関との連携を深めました。	A	高齢者・障がい者権利擁護協議会を開催し、関係機関、有識者も交え、虐待防止に向けた取り組みについて検討しました。	継続	引き続き、関係機関と連携を図りながら虐待防止に向けた取り組みを推進する。	高齢者包括支援課
92	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	高齢者・障がい者権利擁護協議会を2回実施し、関係機関との連携を深めました。	A	高齢者・障がい者権利擁護協議会では、関係機関との連携を図り、高齢者虐待対応事例の報告、身寄りのない高齢者の金銭管理等の事務について問題提議を行うことができました。	継続	引き続き、虐待や権利擁護に関する問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会等の機会を活用し、関係機関との連携に努めていきます。	中央地域包括支援センター
92	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	要保護児童対策地域協議会の会議などにより、関係機関と必要な情報を共有しました。 また、窓口業務において児童虐待の疑いが生じた場合は、こども家庭支援センターにつなぐなど、連携して対応しています。	A	児童虐待防止に向け、こども家庭支援センターと連携を図ることができました。	継続	引き続き、窓口業務において児童虐待の疑いが生じれば、こども家庭支援センターにつないでいきます。	こども課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
92	Ⅱ. 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり	6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(4)子ども・障がい者・高齢者への虐待防止に向けた取組の推進	P51	③ 虐待等に関する担当課、関係機関との連携	虐待等の問題解決のため、高齢者・障がい者権利擁護協議会、要保護児童対策地域協議会の設置を進め、警察や児童相談所等の関係機関との連携を図ります。	毎月の要保護児童対策地域協議会実務者会議については、部会に分けて開催しました。要保護児童対策地域協議会代表者会議については、今後の母子保健分野との一体化についてを議題とし、開催しました。	A	要保護児童対策地域協議会実務者会議と、代表者会議をそれぞれ開催し、要保護児童の情報共有や連携をスムーズかつ迅速におこなうことができました。また、令和6年度よりこども家庭センターとして、母子保健分野との連携を強化してきました。	継続	要保護児童対策地域協議会の構成機関や関係機関と虐待予防を目的に、連携を図ります。	こども家庭支援センター

## 施策の方向性7

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
93	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	① 男女共同参画に関する図書や情報誌等を通じた情報発信	男女共同参画社会の実現に向け、関連図書や情報誌等を通じた情報発信を行います。	令和6年度購入冊数:44冊 蔵書数(令和6年度3月31日現在): 1284冊	B	男女共同参画に関する市民意識を醸成するとともに、学習機会の場を提供し、潜在能力を引き出せるよう情報収集・発信を行いました。	継続	今後も、男女共同参画社会の実現に向け、関連図書や情報誌等を通じた情報発信を行います。	多様性社会推進課
93	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	① 男女共同参画に関する図書や情報誌等を通じた情報発信	男女共同参画社会の実現に向け、関連図書や情報誌等を通じた情報発信を行います。	・男女共同参画に関する図書や行政資料の収集、提供に取り組みました。 ・中央図書館と分館では、男女共同参画週間に合わせて関連資料展示を行いました。	A	資料の収集・提供を通じて、男女共同参画に関する理解を深める機会を市民に提供しました。	継続	男女共同参画やジェンダーに関する図書や行政資料の収集・提供を行います。	中央図書館
94	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	② 情報活用能力を育てる講座の開催	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	・「図書館利用講座」(検索機(OPAC)の使い方やインターネットを使った情報収集の方法を学ぶ少人数制の講座)を定期的に開催し、合計15名の参加がありました。 ・「創業支援セミナー」(浦安商工会議所との共催)は、合計9回のセミナーを開催し、延べ252人の参加がありました。参加者には調べ方案内(パスファインダー)の配布や、レファレンスサービスのPRを行って図書館利用を促進し、創業に必要な情報を提供しました。	A	男女が共に参加できる事業を定期的に開催し、図書館利用の促進と市民の情報リテラシーの向上を図ることができました。	継続	情報を的確に把握・理解し、取捨選択する力を身につけるための講座を開催します。また、関連講座の情報提供を行います。	中央図書館
95	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	③ 子どもたちの発達段階に応じた情報活用能力を育てる講座の開催	発達段階に応じた情報の探し方や的確な活用方法等について、図書館資料を活用した講座等を通じ伝えます。	・図書館職員の仕事を体験する「図書館クラブーあなたも図書館員」を7、8月に各2回計4回実施し、計15名の参加がありました。図書館への理解を深めるとともに、蔵書の探し方などを学んでもらいました。	A	講座は、男女ともに参加しやすい内容であり、参加者の性別の偏りなく、図書館の仕事を体験し、図書館への理解を深めてもらいました。	継続	・今後も図書館職員の仕事を体験する講座を子どもたちに実施し、子どもたちが図書館や司書の仕事への理解を深めるよう、取り組んでいきます。	中央図書館
96	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	④ メディア・リテラシーを高める教育の実施	小・中学校においてスマートフォンやコンピュータ等を利用した情報の扱い方やSNS等の利用など、発達段階に応じた教育を実施します。	「特別の教科 道徳」において各学年で年に1度、SNS等の利用などについて学ぶ教材を通してメディア・リテラシー教育を実施しました。 また、親子でメディア・リテラシーを学ぶeラーニングを1月に実施し、情報モラルに関すること、ICTに係わる知識・技能、端末の使う上での健康面の留意点などを学べるプログラムを実施しました。	B	各校で情報活用推進計画を立案し、特別の教科 道徳におけるSNS等の利用について学んだり、県の情報モラル教育研修への講師派遣事業を活用し、情報モラル教育を推進したりしています。また、全校の児童生徒・保護者を対象にeラーニング研修「親子でeラーニング」を毎年度1回実施し、キッズビューを用いて各学校で配布するとともに、校長会において研修内容を周知しました。	継続	児童・生徒に対して、学校や家庭の両面からメディア・リテラシーを深められるよう、男女共同参画社会の実現ができるよう、引き続き、周知・啓発を行っていきます。	指導課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
97	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	⑤ 男女共同参画情報誌の発行・活用	男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会を実現させるための情報誌を発行し、様々な機会を活用します。	うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol27「一緒に話し合ってみませんか？大切にしたい身体と性の話」を発行しました。 発行部数 6,000部 また、小学校4年生を対象とした冊子「P-Life男女共同参画ブックレット」を作成し、市立小学校4年生に配布しました。	B	「うらやすP-Life男女共同参画ニュース」を毎年度1回発行し、公共施設や学校、保育園・幼稚園等で配布するとともに、「P-Life男女共同参画ブックレット」を小学校4年生に配布することで、男女共同参画社会を形成するための意識づくりを行いました。	継続	市民が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現ができるよう、引き続き、情報誌の発行を行っていきます。	多様性社会推進課
98	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	⑥ 男女共同参画の視点を踏まえた広報活動の推進★	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」を市ホームページに掲載し、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信について周知しました。	A	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」を作成し、職員が様々な情報発信をする際に、適切な表現がされるよう、庁内に周知しました。	継続	男女共同参画の視点を踏まえた情報発信が行われるよう、様々な機会を通じて啓発していきます。	多様性社会推進課
98	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(1)男女共同参画社会の実現に向けた情報の発信	P54	⑥ 男女共同参画の視点を踏まえた広報活動の推進★	多言語への対応や高齢者・障がい者への配慮等、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	広報うらやす(日本語版・英語版・声の広報)、行政情報番組「こちら浦女情報局」、市ホームページ、重要なお知らせ配信サービス、Xなどさまざまな媒体を通じて情報を発信しました。	B	あらゆる人が情報を受け取れるよう、さまざまな情報媒体から発信を行いました。 また、広報うらやすの制作時には、性別に囚われた色味を使用しない、性別で役割を固定したイラストにしないなどの配慮を行いました。	継続	引き続き、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信を行います。	広聴広報課
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2)男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	ルビナスセミナー(1) 「職場で、地域コミュニティで、家庭で役に立つファシリテーションスキルを磨こう」 参加者:12名 ルビナスセミナー(2) 「妊娠・出産・育児をリアルに疑似体験するボードゲーム「サンゴクエスト」で仕事と育児の両立をかなえよう！」 参加者:6名	B	男女共同参画への理解を促す講座や、ジェンダー、男性の育児参加などをテーマとした講座を実施し、男女共同参画についての意識啓発を行うことができました。	継続	今後も、平日に限らず土・日曜日の開催や、各公民館での開催、託児付きとするなど、様々な方が参加できるように、講座を開催していきます。	多様性社会推進課
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2)男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	<公民館共同事業> 「家庭教育学級」15回、162人 「家庭教育講演会」1回、41人 <中央公民館> 子育て応援講座「私だからできるもっと楽しくなる子育て」6回 56人 <日の出公民館> 子育て応援講座「自己肯定感とこんにちは！」6回 73名	B	主催事業は参加者ニーズや全体バランス、講師との調整等を踏まえて計画しているところだが、取組みの達成に寄与する内容の事業を実施できたため、B評価と判定しました。	継続	従前と同様の考え方で主催事業を計画・実施していくなかで、取組みを推進していきます。	公民館

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	令和6年度開講講座の1つとして「地域で支える子育て環境」(全10回・各回90分)を実施しました。多様なこどもたちの具体的な姿を踏まえて、その課題の解決のために、地域の住民あるいは専門家として何ができるかをともに考える授業を展開しました。 講座実施期間: 令和6年10月19日(土)～令和6年12月14日(土) 受講生数: 10名 満足度: 100%(全10回のアンケート結果平均値)	A	毎回講座後に行うアンケートの満足度が高く、市民への男女共同参画への理解を深めることができたと判定しました。	継続	次年度以降も継続して講座を運営したいと考えています。	市民大学
99	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	① 男女共同参画への理解を深める講座等の開催	男女共同参画への理解を深める講座(出前講座を含む)等を開催します。	生涯学習課では、各課より挙げられた出前講座メニューをまとめて市民に情報提供し、市民から要望があれば、担当課と講座開催のための手続きや調整を行っています。 男女共同参画に関する講座については、市内高等学校の生徒を対象に「人権尊重のまちづくり」をテーマとして出前講座を行い、その中で男女共同参画についても説明を行いました。	B	市ホームページへの掲載や公共施設でのパンフレットの配架などにより市民に情報提供を行いました。男女共同参画に関する講座の実施は、2件(令和5年度・6年度)でした。 今後も積極的に情報提供していきたいと考えます。	継続	引き続き、市ホームページへの掲載や公共施設でのパンフレットの配架などにより、市民に情報提供を行います。	生涯学習課
100	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	② 職員向け講習の実施	男女共同参画を推進していくための職員向け講習を実施します。	女性リーダーの育成を目的に、千葉県自治研修センターの実施する女性活躍推進研修へ職員を1名派遣しました。	A	千葉県自治研修センターに職員を派遣することによって、十分な理解をえる機会をつくることができました。	継続	男女共同参画を推進していくための職員研修を実施します。	人事課
100	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(2) 男女共同参画の理解促進に向けた講座等の実施	P54	② 職員向け講習の実施	男女共同参画を推進していくための職員向け講習を実施します。	男女共同参画推進のための職員への講習会「性別による無意識の思い込み(アンコンヤス・バイアス)の解消に向けて」(内閣府普及・啓発用動画)視聴及びアンケート提出 アンケート回答数: 525	B	e-ラーニング教材を使用した講習を実施したことで、多くの職員が講習に参加することができ、男女共同参画の基礎知識や性別による無意識の思い込みについて、理解を深めることができました。	継続	職員の男女共同参画についての理解と関心を深めるとともに、さらなる意識醸成を図るため、引き続き講習を実施します。	多様性社会推進課
101	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3) 次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	① 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	保育園・幼稚園・認定こども園では、「浦安市保育の質のガイドライン」等を用い、職員研修を行うことで意識向上を図りました。 子どもの人権を尊重し、性別による固定的な意識を植え付けることのないよう配慮した保育を行い、男女平等教育を推進しました。	A	幼稚園・認定こども園では、園服の色統一を行いました。また、保育園・幼稚園・認定こども園では、園児への対応や保育環境等に配慮し、男女平等教育を推進しました。	継続	今後も男女平等教育への理解を深めながら、保育・教育内容について検討し、引き続き実施します。	保育幼稚園課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
101	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3)次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	① 男女平等教育の推進	保育園、幼稚園・認定こども園、小・中学校において発達段階に応じた男女平等教育を推進します。	園・学校訪問等の機会において、男女平等教育を含む人権教育の計画や、実施状況等について確認し、指導・助言を行いました。園・学校は男女平等の意識をもち、男女を分ける必要のあるものやないものについて精査しながら教育活動を行っていました。	A	男女平等については、園・学校で意識して取り組んでいる内容の一つです。教育活動の中で不必要な男女の区別がなされないよう、学校人権教育担当者研修会でも周知し、成果があったと判定しました。	継続	人権教育の一つとして、発達段階に応じた男女平等の意識がもてるよう、園・学校の教育活動をおとして引き続き精査し、人権意識を高めていきます。	指導課
102	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3)次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	② キャリア教育の実施	小・中学校において、勤労観・職業観を育む教育を実施します。	市内小中学校全てにおいて、職場体験、職業講演会、校外学習等での各種体験活動が行われました。小学校では外部での体験活動を行うことで社会を知ることができ、中学校では職業について知ることによって自分の良さを生かした生き方を考えることができました。	A	体験活動、講演会等で外部人材、外部機関の協力を得ることができました。児童生徒にとって、学校の教員以外と関わることは、社会を知り、多様な生き方を知ることにつながります。その中で、自分の良さを生かしながら自分らしい生き方を選択できる力を育てていくことができました。	継続	学校の教育活動全体をととしてキャリア発達の視点からキャリア教育を考えていきま。児童生徒が特別活動を要として、自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を見つけ、選択していく活動を今後も推進していきます。	指導課
103	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3)次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	③ 次世代リーダーの育成	中学校生徒を対象に、リーダーとしての資質・能力や郷土愛を育むことを目的とした学びの場を提供します。	全5回の研修を設定し、市長や元教育委員の講演をおとして、リーダーとしての考え方に触れる研修や、市内のフィールドワーク、郷土博物館での研修を通じて、うらやの歴史や良さを知り、郷土愛を高める活動を実施しました。「ふるさとやうらやの良さを生かして学校ができること」をテーマにグループ協議を進めており、令和7年8月に報告会を実施する予定です。	A	塾生、保護者、教員対象のアンケート結果から、本事業が塾生の力を伸ばし、充実感を与えるものとなっていると考えます。特に、「リーダーとして、学んだことを発信できるようになった」の項目は、塾生、保護者、教員の三者とも高い成果を感じていました。保護者のアンケート結果からも、子どもがふるさとやうらやに対して、より愛着をもつようになったことを実感しているという回答が得られました。	継続	リーダーとしての資質能力の獲得及び郷土愛を育むために、研修を実施していくとともに、コミュニティスクールと連携して実施できるよう工夫していく予定です。	指導課
104	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3)次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	④ 性教育及び性感染症に関する予防教育の実施	小・中学校において互いの性を理解し、尊重できるよう発達段階にあわせた性教育を実施します。また、中学校においてエイズや性感染症の知識や予防に関する教育を実施します。	小学校17校、中学校9校で実施しました。	A	発達段階に応じた性と生命にかかる講話を行うことで、将来に向けて「いのち」や自分自身を大切にすることの向上を図ることができました。	継続	今後も引き続き、小・中学校において、発達段階に応じた性と生命にかかる講話を実施します。	保健体育安全課
105	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3)次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	⑤ 保護者への思春期に関する理解を促す講座の開催	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催します。	令和6年12月12日(木) 学校保健会健康教育講演会 自分の感情に責任を持つ ～『アンガーマネジメント』を知ろう～ 当日参加99名 講師 and Cs(アンドシーズ)代表 藤田潮氏	B	小・中学校の保護者に向け、思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催し、多くの方の認識を深めることができました。	継続	小・中学校の保護者に向け、今後も思春期の心やからだの変化について理解を促す講座を開催していきます。	保健体育安全課
106	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	(3)次世代に向けた男女平等や自立を育む教育の推進	P55	⑥ 人権・男女共同参画の理解を促す教職員研修の実施	人権・男女共同参画を推進していくための教職員研修を実施します。	市立各小中学校の人権教育担当者を対象に、9月に研修会を行いました。千葉県から出されている「あなたはどう思いますか?」を紹介し、男女の違いだけで判断していることはないか、意識して考えることが男女平等、男女共同参画への一助となることを理解していただいた。	A	人権課題について、毎年テーマを変えて研修を行っています。男女共同参画については日頃の学校生活の中で男女という性別だけで判断することないよう、国や県からの啓発資料や文書等をおとして各学校へ理解を促進しています。	継続	人権教育研修会をはじめとして、男女共同参画の意識を高めるよう啓発したり、国や県からの資料等を各学校へ通知したりすることで、引き続き周知を図っていきます。	指導課

## 施策の方向性8

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
107	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1)男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	① 男女共同参画推進に向けた各種会議の開催	有識者、団体代表、市民で構成される男女共同参画推進会議を設置し、男女共同参画に関する施策について、総合かつ計画的な推進を図ります。	有識者、団体代表、公募市民で構成される男女共同参画推進会議を2回、各部長次で構成される庁内推進会議を2回開催しました。	A	会議では、「第3次男女共同参画プラン」における事業の実施状況調査結果及び、今後の方針について報告しました。また、「浦安市パートナーシップ宣誓制度」の拡充に向け、意見交換を行いました。	継続	引き続き、男女共同参画推進会議を開催し、本市の男女共同参画に関する施策・事業について報告、意見交換を行います。	多様性社会推進課
108	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1)男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	② 男女共同参画推進のための庁内連携★	庁内各事業に男女共同参画の視点が取り込まれるよう、男女共同参画に関する情報の共有や連携を行います。	職員講習の実施や、男女共同参画に関する取り組みについて庁内に周知することで、情報の共有を図りました。また、男女共同参画の視点からの防災対応については、危機管理課に情報共有を行っています。	B	男女共同参画に関する職員講習の実施や、情報誌の発行などについて庁内に周知することで、職員に対して男女共同参画に関する意識啓発を図りました。	継続	庁内各課の事業に男女共同参画の視点が取り込まれるよう、庁内で情報の共有や連携を行います。	多様性社会推進課 (庁内各課)
109	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1)男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	③ 男女共同参画推進の拠点としての管理・運営	男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報発信等を実施します。	相談業務の実施 ・「女性のための相談」 延べ相談件数 291件 ・「女性のための法律相談」 相談件数 57件  情報発信 ・うらやすP-Life男女共同参画ニュースVol27 発行部数6,000部 ・ホームページで男女共同参画に関する情報掲載	B	男女共同参画推進の拠点として、「情報の収集・提供」「交流の場の提供」「相談体制の整備」を実施しました。	継続	引き続き、男女共同参画を推進する拠点として、相談業務・情報発信などを行っていきます。	多様性社会推進課
110	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1)男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	④ 男女共同参画推進への交流・ネットワークづくり	多様性社会推進課の事業を通じて、市民との交流の場を設けるほか、市内の男女共同参画推進に取り組む団体同士の連携や、近隣自治体の男女共同参画の担当部署との連携を図ります。	県の男女共同参画に関する会議に定期的に参加するなどにより、近隣自治体との連携を図りました。	B	令和4年度及び5年度には、登録団体の代表者がファシリテーターを務め、ゼミナール形式の講座を開催し、交流の場を提供しました。	継続	多様性社会推進課の事業を通じて、市民との交流の場を設けるほか、近隣自治体の男女共同参画担当部署との連携を図ります。	多様性社会推進課
111	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(1)男女共同参画社会実現に向けた取組の推進	P57	⑤ 行政刊行物等におけるガイドラインの作成★	市が発行する刊行物等において、男女共同参画及び性の多様性に配慮した作成ができるようガイドラインを作成します。また、ガイドラインの活用について、事業者等へ周知・啓発を行います。	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」を市ホームページに掲載し、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信について周知しました。	B	「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」を作成し、職員が様々な情報発信をする際に、適切な表現がされるよう、庁内に周知できました。	終了	今後は、作成した「男女共同参画の視点での公的広報・出版物の表現ガイドライン」を活用し、男女共同参画の視点を踏まえた情報発信が行われるよう周知・啓発していきます。	多様性社会推進課
112	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2)男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	① 市民などを対象とした意識調査の実施	市民・事業所・職員を対象に、男女共同参画社会づくりに関する調査を実施します。	実施なし	市民・事業所・職員を対象とした調査は男女共同参画プランの策定または改訂の際に実施することとしています。	継続	「改訂第3次うらやす男女共同参画プラン」の策定に向け、令和7年度及び8年度に調査を実施します。	多様性社会推進課	
113	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2)男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	② 各種統計や国等の情報収集及び調査・研究の実施	市内、国内外の男女共同参画社会に関する統計の調査・研究を実施します。	国・県・研究機関や各種団体が発行した冊子や情報誌の収集を行いました。	B	国内外の男女共同参画社会に関する情報の収集を行い、情報提供を行いました。	継続	引き続き、男女共同参画を推進する拠点として、情報の収集・発信を行っていきます。	多様性社会推進課

No	基本目標	施策の方向性	施策	頁	取り組み ★は新規	主な内容	令和6年度実施結果	令和4年度～6年度の評価		改訂第3次プラン(令和9年度～令和13年度) 推進方針、取り組み内容(案)		担当課
							実施結果	評価	評価の判定理由	今後の方針	今後の取組内容	
114	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2)男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	③ 計画の進行管理	市が実施する関連事業の進捗状況調査を実施し、着実な事業の執行に向けた進行管理を行います。	「第3次うらやす男女共同参画プラン」に掲載している事業について、前年度の実施状況を調査しました。	B	調査の結果については、男女共同参画推進会議及び男女共同参画庁内推進会議で報告し、意見交換を行いました。	継続	「改訂第3次うらやす男女共同参画プラン」の掲載事業について、進捗状況及び成果指標について調査し、進行管理を行います。	多様性社会推進課
115	Ⅲ. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8. 推進体制の強化	(2)男女共同参画に関する調査・研究の実施とプランの進行管理	P58	④ 男女共同参画条例の調査・研究	男女共同参画条例に関する先進事例の調査・研究を行います。	男女共同参画条例に関する県や他市の状況について、情報収集を行いました。	B	千葉県において多様性尊重条例の制定を検討していたことから、動向を注視し、情報収集を行いました。多様性尊重条例が制定・施行されてからは、条例について周知しました。	継続	千葉県多様性尊重条例について、周知します。また、男女共同参画条例に関する他市の状況について、引き続き注視していきます。	多様性社会推進課

### Ⅲ. 成果指標

令和7年3月31日現在

施策	指標の内容	第3次プラン			担当課
		R2年度実績値	R6年度実績値	R8年度目標値	
1. 雇用等における男女共同参画の推進	① 男性の家事・育児・介護に費やす時間	平日1時間27分、休日2時間35分		増加	市民意識調査
	② 保育所の待機児童数	0人 (R3.4.1現在)	0人 (R7.4.1現在)	維持	保育幼稚園課
	③ 市役所男性職員の配偶者の分べんのための特別休暇取得率	96.7%	94.3%	100.0%	人事課
	④ 市役所の男性職員の育児休業取得率	33.3%	57.1%	50.0%	人事課
	⑤ ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答した市内事業者の割合	69.7%		上昇	事業者調査
2. あらゆる分野における女性参画の拡大	① 市役所係長級以上の女性職員の割合	33.0%	31.0%	35.0%	人事課
	② 審議会等における女性委員の割合	36.9%	31.5%	40.0%	市民参加推進課
	③ 自治会役員に占める女性の割合	22.3%	26.6%	上昇	地域振興課
	④ 市内事業所の管理職に占める女性割合	22.2%		上昇	事業所調査
3. 防災における男女共同参画の推進	① 消防団員に占める女性の割合	27.7%	38.9%	30.0%	消防本部
	② 防災会議の委員に占める女性割合	8.0%	19.2%	30.0%	危機管理課
4. 誰もが共に安心して暮らせる環境の整備	① 市が多様性社会の推進を進めることについて、「よい」と回答した市民の割合	88.3%		維持	市民意識調査
	② LGBTの人にとって市は「暮らしやすくない」と回答した市民の割合	35.0%		低減	市民意識調査

施策	指標の内容	第3次プラン			担当課
		R2年度実績値	R6年度実績値	R8年度目標値	
5. 生涯を通じた健康づくりの支援	① 子宮頸がん検診受診率	22.5%	22.3%	上昇	健康増進課
	② 乳がん検診(マンモグラフィ)受診率	15.7%	16.2%	上昇	健康増進課
	③ 妊婦への健康講座参加率	16.9%	49.7%	上昇	母子保健課
6. あらゆる暴力の根絶と人権の尊重	① DVに関する相談窓口の認知度	54.8%		上昇	市民意識調査
	② パートナーからのDV被害を「受けたことがある」と回答した市民の割合	女性:9.7% 男性:4.0%		低減	市民意識調査
	③ DV相談対応件数 <sup>※1</sup>	299件	322件	増加	多様性社会推進課・こども家庭支援センター
7. 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と理解の促進	① 性別役割分担意識(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)を持たない人の割合	43.3%		50.0%	市民意識調査
	② 「社会全体において男女の地位が「平等」と回答した市民の割合	15.5%		上昇	市民意識調査
8. 推進体制の強化	① 多様性社会推進課の認知度	34.5%		上昇	市民意識調査
	② 女性のための相談対応件数 <sup>※2</sup>	361件	291件	増加	多様性社会推進課

※ 「令和8年度目標値」は、「第3次プラン」策定時に設定した目標値。

※ 市民意識調査及び事業所調査は、プラン策定時及び改訂時に実施。

※1 DV相談は、被害者が相談を通して、自立し、自分らしく生きていけるように支援するものであり、相談対応件数の増加を目標としています。

※2 女性のための相談は、女性が抱える問題を、相談者自ら解決し社会の中で活躍できるよう支援するものであり、相談対応件数の増加を目標としています。